

洞爺湖町議会令和5年12月会議

議事日程（第2号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
7番	大屋治君	8番	大久保富士子君
9番	越前谷邦夫君	10番	石川諭君
11番	板垣正人君	12番	大西智君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木渉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	経済部長	原信也君
総務課長	末永弘幸君	企画財政課長	藤岡孝弘君
政策推進課長	野呂圭一君	住民税務課長	後藤和郎君

健康福祉課 長	佐々木	勉	君	子育て支援課 長	原	美	夏	君		
介護高齢課 長	高橋	憲	史	観光振興課 長	田	仁	孝	志	君	
産業振興課 長	仙波	貴	樹	建設課長	篠	原	哲	也	君	
上下水道課 長	細江	幸	恵	地域振興課 長	兼	村	憲	三	君	
農業振興課 長	片岸	昭	弘	会計 管理 者	金	子	真	優	美	君
教育課 長	渋谷	賢	一	教育推進課 長	高	橋	謙	介	君	
社会教育課 長	角田	隆	志	代表監査 委員	山	口	芳	行	君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤	久 志	書 記	阿 部 は る か
庶 務 係	木 村	暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、6番、室田議員、7番、大屋議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、2番、小林議員から11番、板垣議員までの5名を予定しております。

初めに、2番、小林議員の質問を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 2番、日本共産党の小林真奈美です。

本日は、通告書に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、教育行政について「子どもの権利条約」の理念を生かした教育行政について伺います。

1989年に国連本会議で、児童の権利に関する条約、通称「子どもの権利条約」と言われていますが、国連で全会一致で採択され、我が国は1994年に批准しました。来年で30年を迎えますが、その間、日本の子どもたちが置かれている状況はというと、子どもの約7人に1人が貧困状態、赤ちゃんが2週間に1人遺棄、または虐待死をしている。いじめ不登校は増加傾向を続け、日本の子どもたちの自己肯定感も国際比較でも顕著に低く、10代の自殺率の高さは世界の中で際立っているという状況です。このことは、日本の子どもたちが強いストレス状態にあることを示していると思います。

国連子どもの権利委員会は、過度に競争的な教育システムが子どもの発達の障害をもたらしているとの勧告を日本政府に繰り返しています。実際、毎年、小学校6年生、中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査の悉皆調査をはじめとして、学校と子どもたちを競争教育へ駆り立てているのではないのでしょうか。

昨年6月に成立し、今年4月から施行された「こども基本法」は、「憲法及び国連子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」と宣言するとともに、子どもの権利条約の四つの原則、子どもへの差別の禁止、

子どもの最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、子どもが意見を表明し尊重される権利を基本理念に掲げられています。

子どもの権利条約とこども基本法の理念を生かした取組が学校教育の現場で行われているのでしょうか。小中高で生徒指導のガイドブックともいえる生徒指導提要、これが12年ぶりに改訂されました。日常の児童生徒との関わり方から不登校、いじめへの対応など、学校現場で起こる様々な課題に対する指導方法や心構えが記されているものです。

今回の改訂で注目するのは、生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠とされていることです。また、こども基本法にも触れられ、法の理念の趣旨を理解することが必要とされました。

そこで最初に伺います。子ども権利が保障される学校づくりが大切だと思いますが、子どもの権利条約が学校教育の現場で効果的に実施していくために教育行政としてどのような取組がなされているのかを伺います。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 子どもの権利条約の理念が学校現場で効果的に取り入れるためには、やはり教員個々が条約の趣旨を理解する必要があると考えております。とりわけ、教職についたばかりの初任段階の教員については、北海道教育委員会で発行している「学校教育の手引き」に子どもの権利条約の内容が掲載されておりますので、各学校で指導に役立てるよう働きかけております。

また、昨年改訂されました生徒指導提要については、職員会議や校内研修の場で活用するとともに、校長だより等で教員間の情報共有を図ったり、冊子やウェブ上のURLを共有し、教員が意識的に改訂された生徒指導提要を確認できる環境などを各学校で工夫しております。

また、コロナ禍明けで徐々に学校行事も通常に戻している中で、例えば体育祭の種目に生徒の意見を取り入れるなどの取組も意識的に行っているというところでございます。

今後は、教員個々が子どもの権利条約を意識した取組を一層具現化することが大切であり、教職員や社会教育関係団体含め、町長部局とも連携しながら、子どもたちが様々な機械や場面において参画し、意見表明できる場を設けるなど、本条約の趣旨が浸透していくよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

私も本当に教員に対する研修、これとても必要だと思います。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンという団体があるのですが、2022年に教員向けアンケートを実施した結果では、子どもの権利について「内容までよく知っている」と答えた教員は約2割、5人に1人でした。「全く知らない」、「名前だけ知っている」と答えた教員は3割で、先ほど課長からもありましたけれども、勤務年数の

短い教員に多い傾向にあるということでした。

また、ほかのアンケートの質問には、「子どもには遊ぶ、休む権利、意見を聞かれる権利がある」と答えた教員は6割前後にとどまり、子どもの権利としてはふさわしくない内容の項目、「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」を選択した教員が何と約3割に上ったという結果なのですね。「学校生活において子どもの権利を尊重していますか」の質問には、「尊重している」と約半数の教員が回答した一方で、「ある程度尊重している」と答えた教員も半数近くいたということです。「直近の1年間で子どもたちに子どもの権利を伝えるために、あなたの学級ではどのような取組をしていますか」の質問には、「特に取組をしていない」と答えた教員は約半数にも上りました。「子どもの権利に関する授業を実施するに当たってどのような難しさを感じていますか」の質問に対して、複数回答の上位三つには、まず「適切な教材がない」35.7%、「教員が多忙で子どもの権利についての授業を実施する準備ができない」32.1%、「子どもに関心を持ってもらうのが難しい」32.1%の回答がありました。

洞爺湖町内、先ほど課長からも話がありまして、各学校では権利条約を子どもたちに伝える先生方の研修とか、そういうのもやっているということでしたけれども、洞爺湖町の小中学校についても、この結果とそんなに変わらないのではないのでしょうかと、これは推測ですけれども。

今年度、教育行政執行方針には、子どもの権利条約、こども基本法に関わる記述が見られませんでした。そこで、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 子どもの権利を含めた人権教育は、人格の完成を目的とする学校教育の根幹をなすものであり、各学校において人権を尊重し、差別のない、よりよい社会を実現しようとする態度を養うことができるよう、教員が人権教育の重要性を理解し、学校教育全体を通じて指導に当たることは重要であると認識しております。

各学校においては、例えば社会科において子どもの権利条約の採択の背景や内容、道徳科において自他の権利を大切にすることなどについて指導を行うほか、学級活動や学校行事、また児童会、生徒会活動を通じて互いのよさを認めあう大切さを実感できる活動を行うなど、各教科等をはじめ、教育活動全体と通して差別の禁止や表現の自由、プライバシーの保護等、子どもに保障されている様々な権利など、本条約に関わる内容を適切に捉え、さらによさを伸ばすなどの取組に尽力している物と承知しているところでございます。

その成果の一端として、例えば差別の禁止に関連する内容として、本年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査では、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した町内の小学校6年生児童は100%でありました。また、中学校3年生生徒は97.6%と、全国、全道より高い数値を示しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も各学校において本条約の趣旨を踏まえた教育活動が一層充実するとともに、子どもたちに人権意識が深く浸透していくよう、様々な機会を

通じて指導や啓発等に務めてまいります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

生徒指導提要には、「安全・安心な学校づくりは生徒指導の基本中の基本であり、子どもの権利条約の理解は教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます」とこう明記されています。なので、子どもたちや先生方はもちろんですが、保護者、地域の人々への理解を図るためにどのような取組がなされているのか、伺います。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 子どもの権利条約の趣旨を地域の方々に浸透させていくための一つの方法といたしまして、子どもたちの意見を表明する場の提供というものを予定しております。

虻田高校の総合的な探求の時間の中で、地場産のホタテとゴボウを使用したスイーツ「虻田のホタぼう」というものが商品化されました。生徒自身が町の特産品を活用したお菓子の提案であり、生徒の視点で生徒自身が自分たちにできることで洞爺湖町の魅力をブラッシュアップしていくということの成果の発表の場を今後持っていきたいと考えております。

また、とうや小学校では、児童が学校の課題を調べて修繕してほしい箇所を児童の視点から学校を通じて教育委員会に要望を上げるというような取組が以前より行われております。また、洞爺湖温泉小学校の5、6年生では、北海道のフロンティアキッズ育成事業を通じて、自然グループと観光グループに分かれ、自分たちの洞爺湖の課題や現状を調べ、SDGsで未来を変える洞爺湖町として行動宣言を行っているというようなこともやっております。さらに、虻田小学校6年生が地域の課題に対する提案を発表する場というものも今後予定しております。

教育委員会といたしましては、このような子どもたちの意見や表現といった権利を十分尊重するとともに、いろいろな機会を通じて保護者や地域の方々にお知らせし、子どもの権利条約の理解を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 「ホタぼう」、買いに行っても売り切れて、まだ私手に入れておりませんが、とても評判がいいと聞いていますけれども、やはり地域の人たちに子どもの権利というものを浸透する、そういう取組を今後もぜひ続けていっていただきたいと思います。

子どもの権利条約が批准されたことを受けて、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として、子どもの権利に関する総合条例を制定した自治体が幾つかあります。北海道でも奈井江町は、一番最初に制定しました。条例をつくりまし

た。芽室町、札幌市、幕別町、北広島市、士別市で制定されています。

今年7月に、伊達市で子どもの権利条例を学ぶ集いがありました。私も参加させていただいたのですが、その際には、札幌市の子どもの権利条例制定に携わった弁護士の方が講師で、子どもの権利条例制定について、ほかの自治体の事例等を学ぶことができました。伊達市では「子どもの笑顔が真ん中にあるまち」をまちづくりの基本理念としている堀市長もその学習会に参加されていました。また、小学生から高校生、その年代かなと思われる年代も数名参加していました。

札幌市では、2008年に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」、通称、子どもの権利条例が制定されましたが、札幌市では子どもの権利条約を日本が批准したことを踏まえて、条約の理念の普及啓発に努めるとともに、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を進めてきたということです。

こうした施策を札幌の実態に即した形で総合的に推進し、条約の理念を基に将来にわたり市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするという姿勢を自治体の法である条例として明らかにするべきであると考えて、制定に向けて2002年に高校生3人を含む25人の検討委員会が設置されて、条例制定に向けてスタートしたということです。

ほかの自治体で、北海道で一番最初に条例制定した奈井江町なのですが、奈井江町は、「まちづくりの基礎は人づくり、大人から子どもまで全町民が参加してこそ理想のまちづくり、そして何より子どもは郷土と未来社会をつくり上げていくパートナーである」との理念に基づいて、2002年に子どもの権利条例を制定して今日に至っているということです。この奈井江町の取組としては、町長が各学校を回って、町長と語る会というのを企画しているそうです。それから、合併問題が出てきたときに、子ども投票を行ったそうです。そういう取組が行われていました。これは主に子どもの意見を表明する権利ですね。

次の質問ですが、洞爺湖町の子どもの権利に関する条例の制定についての考えを伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 子どもの権利に関する条例の制定についてということですが、議員の説明にもありましたとおり、児童の権利に関する条約は、一般原則として生命・生存及び発達に対する権利、子どもの最善の権利、子どもの意見の尊重、差別の禁止を掲げ、大きく四つに分けて子どもの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が定められています。

令和5年本年4月にこども家庭庁の創設とともにこども基本法が制定されています。子どもの権利条約批准後では、自治体では条約の理念を踏まえて、子どもの権利を保障するための総合的な条例を定めた総合条例が制定されていることが多く、令和5年5月現在では、全国で64の自治体で制定されていますが、こども家庭庁の創設とともに、制定されたこども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定され

ております。

この基本法における地方自治体の責務としては、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められており、当町においては、これまでも子ども・子育て支援事業計画をはじめとした各種計画に基づいて様々な施策を展開しているところであります。子どもの権利は日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されておりますので、条例を制定するに当たっては、必要性の有無を含めて調査研究してまいります。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

条例の制定については、必要の有無も含めてということですので、ぜひ洞爺湖町の子どもの実態などをしっかり見ながら検討をしていていただきたいなと思います。

同じく子どもの権利に関する条例の制定についての考え、質問の1、2についての考えも含めて、町長の考えをお伺いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 小林議員のほうから子どもの権利に関する条例の制定、そしてまた前段からありましたいろいろな説明等も含めてのご質問かと思います。

子どもの権利条約というのは、子どもの権利保護、また地域社会の向上というのが、制定すれば図られていくと思いますけれども、まず一つが子どもたちの権利が法的に保護され、彼らの健康や安全、教育などが重視されることで、より安心して成長できる環境整備が図られるということを考えているところでございます。また、子どもたちの権利が保護されることで子どもたちが安心して暮らせる環境というのは、これは地域全体の活力を高める一因になると考えているところでございます。

一方で、条例制定後の運用についてでございますが、どのように子どもの権利を保護するか、また具体的な方法や責任の所在などが不透明である側面もございます。子どもの権利保護に関する規定や取組については、やはり保護者、学校現場の教師の皆さん、また子どもたちを見守る地域、そしてまた教育行政をつかさどる教育委員会、そして議会で議決いただくわけですから、議会との合意形成の中で条例制定への必要性の有無を示すべきだと考えているところでございます。

先ほど担当課長の答弁にもありましたように、本町におきましては、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする各種計画に基づいた様々な施策を展開しているところでございます。今回の小林議員の一般質問を通じて、子どもの権利に関する意識が高まり、地域社会全体が子どもたちの権利を尊重する文化が醸成され、教育行政の中で活発な意見が行われる端緒になればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

地域社会の向上、それから地域全体の活力を高めることにつながるということで、本当にそのとおりだなと思っています。

町長の今年度の町政執行方針の中には、心豊かに子どもを育むまちづくりについて、こう示されていました。「子どもへの支援や子育て環境の改善は、人口減少を抑制する上でも重要な位置づけとなります。この洞爺湖町で子育てのしやすさを実感できるように子育て世代への支援の充実を図り、未来を担う子どもたちが笑顔で安心して成長していける環境づくりに努めてまいります」とありました。

このためには、子どもの権利条約の、特に四つの原則、子どもに関わる施策に位置づけてこそ、心豊かな子どもを育むまちづくりになるのではないかと思います。来年度の町政執行方針、また教育行政執行方針には、ぜひ子どもの権利条約、こども基本法の理念の趣旨を生かした内容を要望したいと思います。

次に、小学校へのエアコンの設置について伺います。

昨日の一般質問でも2名の議員から、来年の猛暑対策について設備面で具体的に考えているのか、異常気象による暑さ対策と児童生徒が安心して学べるために町内全校の普通教室へのクーラー設置に向けた対応についての設問がありました。町の回答としては、まずは緊急措置として、今年度中に保健室と多目的教室に1台ずつ設置していくということだったかと思います。

これもぜひ進めてほしいと思っています。また、さらに小中学生やその保護者、教職員が切望しているのは、全普通教室へのクーラー設置です。このことに対して、全ての教室にエアコンを設置するには、ほかの町での設置費用を参考にすると大体1億4,000万円程度の設置費用がかかると。町としては、段階的に全教室に設置することを考えているが、令和7年以降になるだろうという回答だったかと思います。

昨日の議会の総務常任委員会所管事務調査報告の中でも、町内各学校は本当に精いっぱい暑さ対策に取り組んでいました。教職員による対応も限界で、本当に学校からもありました。全教室への設置を切望されていました。当然だと思います。現場の教職員は、子どもたちの命を守るために、精神的にも肉体的にもかなりの負荷がかかっていたのではないかなと思います。夏季休業日を延長したり、臨時休業で対応するとありましたけれども、本来、学校が対応しなければならないことを家庭に任せることになるのではないのでしょうか。

文科省の資料を調べたところ、北海道内の小中学校のエアコン設置について、既に普通教室の設置率が80%以上の自治体は33自治体ありました。2024年度中に設置するとしている自治体は、今現在13自治体あるとのこと。両方合わせると普通教室については、179自治体のうち46自治体、全体の約25%の自治体が来年度からほとんどの普通教室にエアコンがつくことになります。義務教育の教育環境、こんなに子どもの命に関わる地域格差があつていいのでしょうか。

町立学校においては、全普通教室にエアコンを設置することが学校からの要望として上

がっているが、それについての考えを、昨日と重複するかもしれませんが、伺います。

○議長（大西 智君） 昨日と同じ答弁になるかと思うのですけれども。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま議員からご質問ございました小中学校へのエアコンの設置といったことでございますけれども、やはり重なる部分があることをご容赦いただければと思います。

学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学びの場でありますことから、熱中症の防止はもとより安心・安全で快適な教育環境の整備というのは極めて重要であると考えております。猛暑、酷暑と呼ばれた今年の夏の異常な暑さが次年度以降も続くことを想定した事前の対応が求められるところであります。

まずは、繰り返しの答弁になりますけれども、緊急措置として本年度中に保健室と多目的教室等に家庭用エアコンを設置したいと考え、今回の議会に補正予算案を議案として上程させていただいているところでございます。

しかしながら、小林議員並びに昨日の五十嵐議員、大久保議員からご指摘のありましたとおり、日常的に子どもたちが学習をしている教室の環境整備をすることは重要なことでありますことから、今回の対応にとどまることなく、スピード感を持って国の補助事業等を活用しながら、計画的、段階的に各教室のエアコン設置を図ってまいりたいと考えております。

設置までの期間におきましては、夏休み期間の延長、緊急的な臨時休業、また、場合によってはスポットクーラーなどといった部分も今年度のように併用しなければならない場合もあるかと思っておりますけれども、子どもたちの生命、安全を考えた即時の対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） スピード感を持ってということで、先日、町内のある小学校の学校だよりも、「教室にクーラーをつけてほしい」と子どもたちの声が載っていました。先ほどの子どもの権利の意見表明にも、実践している学校なのかなと思いますけれども、学校側の答えは、「これらの要望には物すごくたくさんのお金がかかります。去年に引き続き、お願いをしていきます」とありました。この学校としても、子どもたちに対しての精いっぱいの回答なのかなと思います。

通告はしていないのですけれども、町長にもエアコンの設置についてお伺いしたいのですけれども、可能でしょうか。

○議長（大西 智君） 答弁しますか。

下道町長。

○町長（下道英明君） エアコンにつきましては、これは先般の伊達のかわりそうなことも

ございましたり、あるいは先月なのですけれども、実は室蘭の市長から、西胆振でもう一度連名で、北海道もそうですが、予算の関係もありますので、霞ヶ関のほう永田町のほうに行くということで、青山市長はじめ3市3町連名で、エアコンについての財政担保という形で、文科省も含めて陳情させていただいたところでございます。

財源のことはありますけれども、やはり安心・安全、子どもは私ども町の宝でございますので、先ほど教育長のほうから答弁ありましたような形で、スピード感を持って対応していきたいと思いますので、その際には議会のご承認もしっかり受けながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 突然の質問にお答えいただいてありがとうございます。

来年の夏までに普通教室にエアコンを設置することを決めた自治体があるのですけれども、伊達市もそうですけれども、どのような経過で設置に至ったのかを知りたくていろいろ調べてみました。その中で小樽市、11月17日に行った記者会見の記事に、私注目したのですね。小樽市は決して裕福な市ではないと思います。後志にいたときに小樽市の学校の状態は知っていますけれども、小樽市が9億6,000万円の補正予算をつけて、全ての普通教室にエアコンを設置することを決めたのですね。

発表の記者会見で、マスコミ各社のインタビューに答える迫小樽市長の言葉がありました。こう言っています。「学校や児童生徒の保護者の皆さんから暑さ対策に関する要望が寄せられるとともに、市議会からも小中学校へのエアコン設置について計画的に整備を進めるよう要請があったところです。私としまして、年々厳しさを増す夏の暑さは、特に児童生徒の教育環境と健康面への影響が大きいと考えたことから、公共施設の中でも小中学校を最優先に検討を進めることとし、このたび来年の夏場までに整備ができるめどが立ったところです」と答えています。

「工事を早期に進めるということは難しいのではないか」という記者からの質問に、こう答えていました。市長は、「私どももかなりの数になりますし、小樽だけの課題ではなくて全道的な課題でもありますので、一気に配備するのはすごく難しいことだと考えていました。私も過去に計画的にと答弁したこともあります。職場の中で議論をして、いろいろな調査検討を重ねて、一斉にできるということになりました。また、来年の夏から逆算していくと、通常の議会スケジュールでは発注が間に合わないということがありましたので、今回、議会の理解を得て専決処分という方法を取りました。それから、一気に発注するのではなくて、市内を三つの地域に分けて発注します。具体的には」と書かれてあって、「メーカー側の生産ラインに早めに乗せていけると判断しました。そういった理由で一斉に配備できることが分かった」ということなのですね。

先ほど、スピード感ということが何回か出てきましたけれども、「市長として早くやってしまいたいという気持ちがあるのでしょうか」という記者の質問に、「いろいろな思い

は幾つかありますが、まずは児童生徒の健康面に配慮しなければならないというのが一つ、それから、多分もう元の北海道の夏には戻らなくて、どんどん暑くなっていくのだろうという気候的な問題もあります。それから、議会での意見や保護者の皆さんからも、市長の手紙などを通じて、できるだけ早く学校に冷房施設を配備してほしいという要望も届いています。私としては、学校の暑さ対策は最重要課題だと位置づけて、庁内でも教育、建設、財政、総務、こういった関係部が一丸となって、どうやったら一斉にできるのか協議した結果、いろいろなことを調整してできるようになりましたので、できれば早くやってしまいたいという思いがありました。まだまだこれが全てではないと思っています。ほかの公共施設にも配備していかなければなりません、まずは子どもたちを優先していきたいという思いがありましたので、一斉に配備することはよかったと思っています」と、こういう内容の記者会見でした。

私、この記者会見の資料を見ながら、本当に今年の夏は危険な暑さだったなと。そこにあってはいけない事例が起こってしまいました。保護者の方たちにとっては、我が子と重ねて本当に心を痛めたと思います。下道町長においても、洞爺湖町の子どもたちは、我が子でもあるのではないかなと思っています。我が子の命を守ることは最優先だと思うのです。ぜひ町長がリーダーシップを取って、役場の関係部署の知恵を集めて、スピード感を持って対応してほしいと願います。来年の夏は、暑さに耐えている子どもたちの顔ではなくて、快適な環境の中で、笑顔で学校生活を送っている子どもたちの姿を見たいと思います。よろしくお願いします。

次に、飼い主のいない猫の保護活動についての質問に入ります。

2019年に改正された動物の愛護及び管理に関する法律、一般的には動物愛護法と言われていますが、飼育頭数など数値規制については2024年6月から完全実施となります。動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を目的として改正されました。動物の不適切な取扱いへの対応の強化には、繁殖防止の義務化、都道府県知事による指導、助言、立入検査等の規定、動物虐待に対する罰則の引上げがあります。

殺傷の場合は懲役5年、罰金500万円、虐待遺棄については懲役1年、罰金100万円と厳しくなりました。飼い主のいない猫はもともと飼い猫が捨てられたもの、または避妊、去勢手術をせずに外に出して飼われている猫が繁殖したものだと思われます。

洞爺湖町の現状といいますと、町内のあちこちに飼い主がいなくなる猫の姿を少なからず目にします。住宅地だけではなく、市街地から遠く離れた山の中の町道でも見かけます。

そこで最初の質問ですが、飼い主のいない猫に対して、これまでどのような取組を行ってきたか伺います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 飼い主のいない猫に対してどのような取組を行ってきたかというご質問でございます。

猫の取扱いにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律、通称、動物愛護法に基づいて対応しているところでございます。当町にも猫に関する苦情がございますけれども、その多くは野良猫に無秩序に餌を与えている方がいて、それによって猫が繁殖し、庭や花壇を荒らしていく、車を傷つける、猫のふん尿被害で困っているなどの内容となっております。

猫は、動物愛護法に基づく愛護動物であり、法の目的である人と動物の共生の考え方から、どの市町村でも捕獲することはできません。このことから、餌を与えるだけで、その後の適正な飼養管理をせず、ただかわいそうというだけで占有者としての自覚が希薄な場合が多く、その意識を変えてもらうため、相談のあった方の自治会と協議させていただき、注意喚起等の回覧を行うなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

難しい部分もあるのかなと思ひまして、この間チラシも見させていただきました。「野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。飼い主は適正に飼育しましょう」という見出しが書かれていました。確かに、猫は繁殖力が強くて、年に二、三回出産が可能で、あっという間に増えてしまいます。無秩序に増えた野良猫、悪臭や泣き声による騒音に加え、害虫の発生や交通事故などを誘発します。弱った猫を狙うカラスやキツネが増えるなどの問題も起きていると聞いています。

それで、その解決策の一つとして、TNR活動というのがあります。Tはトラップ、捕獲、Nはニューター、避妊・去勢手術、Rはリターン、戻す、この三つの頭文字を取ってTNR活動と言われているのですが、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、その数を減らしていくことを目的に捕獲し、避妊・去勢手術を施して、元の場所に戻す活動です。

手術をした猫は一般的に耳先をV字カットしてもらっているので、耳の形から「さくら猫」とも呼ばれています。地域によっては、雄は右耳、雌は左耳に行い、性別を区別しているところもあるようです。そして、ほかの野良猫とも区別できます。地域の戻した猫は、地域でルールに従って餌やりやふん尿の処理などを行い、地域猫として育てていきます。地域に帰された猫は、1代限りの天寿を全うできることになります。

心ある方の中には、野良猫に対し自ら捕獲し、これ以上増えないように動物病院で去勢・不妊手術を施し保護する方もいらっしゃいます。洞爺湖町内にもいらっしゃいます。お話を聞くと、ある人は、手術などにかかる費用数十万円を自費で出していると話してくれました。別の方は、手術の金額も動物病院によっては違うかもしれませんが、雌猫だと避妊手術だけで1万8,000円、ほかの薬代や初診料などで2万7,000円近くかかる。雄猫は手術で1万円、そのほか入れると1万5,000円近くかかるけれども、自費で行っていると話してくれました。

洞爺湖町としても飼い主のいない猫の保護活動に対して何らかの支援が必要なのではないでしょうか。調べると、上川の東川町では、飼い主のいない猫に対して手術費用の助成

を行っています。また、同じく上川の和寒町では、今度は飼い犬と飼い猫に対して手術費用の助成を行っています。洞爺湖町として、民間団体とも連携しながら、不妊手術への助成制度の創設や譲渡促進の取組の支援など、乗り出すときではないかと思います。

そこで、町の保護猫活動への避妊・去勢手術の支援制度、譲渡促進の取組への支援、地域猫活動の啓発、動物に対する正しい知識を養う取組についての考えを伺います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） たくさんの質問をいただいておりますので一つ一つ答弁させていただきます。

まず、保護された猫に対して不妊・去勢手術へ町として支援する考えはということに対して、保護された野良猫への支援について、猫に関しては登録制度がございません。飼い猫か野良猫なのかの判断がつきづらく、また、現状では飼い猫は飼い主の全額負担で行っておりまして、保護された猫に対して補助を行うことは公平性の観点から難しいと考えてございます。

また、他市町村での支援している事例は把握しておりますけれども、かかった費用の全額を支援するわけではございませんので、保護された方の持ち出しが必ず生じることとなりますので、手術を行わない方が結構多いと聞いてございます。

続いて、猫の保護活動に対する譲渡促進への取組支援ということについて答弁させていただきます。猫の保護活動を行っている団体は洞爺湖町にはございませんけれども、保護ボランティアとして活動している方が数名いると聞いてございます。

譲渡促進への支援ですけれども、先般、保護ボランティアの方が所属している登録団体が猫の譲渡会を当町の施設を使って開催していたのを記憶してございます。公共施設は不特定多数の方が出入りするため、猫アレルギーの方もいるため、どの施設でもよいというわけにはまいりませんけれども、施設使用に際しましては施設使用料などの費用がかかりますので、町が譲渡会の後援をするなどにより施設使用料の減額など保護ボランティアの負担軽減を図れないか検討させていただきたいと思っております。

続いて、地域の猫活動への啓発、動物に対する正しい知識を養う取組ということで、野良猫の問題は、まず地域で猫による衛生被害が発生するような人的要因に起因するもので、管理をしない餌やりや不妊・去勢手術をしていない猫の放し飼いなどを取り除くことが必要と考えております。

町といたしましては、地域猫活動への啓発に関しましては、地域や自治会の中でも温度差がございますので、特に考えてはございませんけれども、猫に関する知識を理解していただくため、不定期ではありますが、回覧を行ってまいりたいと考えております。餌を与えるだけでその後の適正な飼養管理をせず、ただかわいそうというだけで占有者としての自覚が希薄な場合が多く、その意識を変えてもらうため、今後も回覧を行う取組を継続してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

譲渡促進の取組の支援、町が後援することによって施設の使用など検討していただけるということで、ありがとうございます。自治会なんかの協力も本当に必要になってくるかと思うのですが、地域猫活動の啓発とか動物に対する正しい知識の部分は、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

TNR活動を、室蘭を拠点に行っている民間団体の方と、先日前話をしました。地域には、動物が好きな人も苦手な人もおり、双方への配慮が必要です。無責任な餌やりや飼育放棄で崩れた均衡を元どおりにし、人にとっても猫にとっても住みよい環境をつくりたいというようなことをおっしゃっていましたので、そういうことに対して町もぜひ積極的に支援していただければなと思います。

今までを踏まえて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから地域猫の対応についてということで、TNRは室蘭の方ということで、私もお会いしまして、その後、譲渡会のほうを応援させていただいたところでございます。

実は私も野良猫、子猫を2匹、8年前ですけれども譲り受けて育てております。当時母親が認知症だったので、同居していると母親の癒しになると知人から言われまして、最初1匹お試しで飼ったのですけれども、翌日また電話かかってきて、「下道君、1匹より2匹がいいよ」ということで、多頭飼いで、なぜかしら2匹元気にいるところでございます。8年経っているのですけれども、甥っ子がこの間来て、子猫ではなくもうシニアだからということで、猫の年齢が上にあがっていく形になろうかと思うので。確かに猫は癒しになりますし、こういった問題というのは、今お聞きしていて、うちはたまたま僕が2匹飼ったからうちの家族としていますけれども、外で走っている猫を見るとかわいそうになってくるところもあります。

環境省の報告によりますと、令和3年度の全国の保健所に引き取られた猫の頭数というのは3万4,805頭ということで、そのうち残念ながら1万1,718頭が殺処分を受けているところでございます。割合にしますと、約33%ということで、保健所に引き取られた猫のおよそ3分の1が殺処分されているという状況でございます。

このサイクルを断つには、先ほど議員からご指摘ありましたTNRも含めて、早期の不妊手術が何よりも大事であって、また捕獲、保護、譲渡までの流れ、捕獲し、不妊手術をし、場合によっては病気を治して、そしてまた人に慣らして、里親を探す。まさしくこれが譲渡だと思いますが、これは非常に時間がかかる中で、全ての猫を保護する施設も、また世話ができる人も現状では全く足りていないというのが全国規模でございます。猫が好きな人、嫌いな人も、先ほど次長の方からありましたけれども、様々な弊害があるのも事実でございます。

そういった点で、地域に野良猫が減ってほしい、地域環境を改善させたいという思いというのは、まさしく皆さん共通な思いだと思います。このことから、邪魔だからと排除することなく、またかわいそうだからと無責任な餌やりをするだけではなくて、人と動物が共に生きていける環境づくり、行政と地域住民が、先ほどお話がありました室蘭の保護団体との連携を進めていくことが大事だと思いますし、答弁と重複しますが、猫は動物愛護法の対象ということで、むやみに町が手出しできない状況である現実がございます。また、不妊・去勢手術に関しましては、飼い猫と野良猫の区別が難しいという中で、費用面もそうですが、地域活動も地域の中でも温度差があるようなところでございます。

まずは、町といたしましても保護活動の一環として行える譲渡会に対して、各施設の条例や規制の範囲内で対応ができるよう、積極的に検討させていただいて、また猫に関する知識を理解していただくため継続して回覧などで周知していき、そこからまた皆さんと一緒にご議論しながら、お金のかかることでもございますので、そこに向けてまた協議をさせていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

ぜひ洞爺湖町内で保護猫活動をされている方の支援を町でもお願いしたいと思います。

次に、洞爺湖町社会福祉協議会職員の不祥事に関わる報告について伺います。

今年度6月に報道発表された社会福祉協議会元職員の自認している横領額が約3,200万円という不祥事について伺います。

11月に発行された社協だより第56号に、本会元職員の不祥事に関するおわびが、その当時の会長名で載っていました。内容には、まず、「本会元職員の不適切な経理による着服案件が発覚し、本年6月23日に報道発表させていただきました」とあります。ここには書かれていませんでしたが、発覚の発端になったのは、人事異動で担当が変わったことと聞いています。それにしても、少なくとも10年間もの間、現場の誰にも知られずに着服行為がされていたこと、驚きでした。

私が聞いた住民の方も、「10年間同じ人が担当して、会の誰にも分からなかったというのが信じられない」とおっしゃっていました。社協だよりの中には、「今後はこの不祥事を重く受けとめ、二度とこのような事態が起きないように、今回全ての役職員一人一人が本不祥事を胸に刻み、再発防止策を講じ、職務を遂行し、町民皆様からの信頼回復に努めてまいります」と書かれてありました。

今回の件が発覚してから、議会では7月の全員協議会で、その時点までの概要と経過の説明、そして今後における対応等について、町から報告がありました。「今後における対応等では、当該協議会に対する指導責任については、北海道が主務監督庁としての責任を負うので、最終指導については北海道において実施されるもの」とのことでした。「しかしながら、当町としても地域福祉を推進する中核的な団体であり、さらには財政的援助を付与している

団体でもあることから、監査委員による特別監査の実施を求めるなど、適切な対応を図るとともに、早急な真相の解明、再発防止策の提示が町民への信頼回復の一步と考え、当該協議会の迅速な対応が図られるよう強く要請し、信頼回復のための必要な支援に努める」ということでした。

町から令和4年だけでも4,100万円の交付金を出しています。決してあってはならないことです。そこで、先ほどの町の今後における対応策にもある、今回の不祥事にに関わり、町としてどのような要請を行い、どのような支援をこれまで行ってきたか伺います。

○議長（大西 智君） 佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 今のご質問です。議員のおっしゃった内容と少し重複する部分があるかもしれませんがご了承いただきたいと思います。

まず、社会福祉協議会の役割につきましてですけれども、当然、高齢者の在宅生活支援や配食サービス等をはじめとした福祉サービスの提供を行っている。そして、多くの地域住民と協働しまして地域の特性を踏まえた独自事業、そして地域ボランティアと協力しながら町の伴走的支援の中で当協議会に対しまして交付金を交付して事業を行っているというところでございます。

そこで、ご質問の公金の不適切経理に伴う町の関わりというご質問につきましてですけれども、先ほど議員のほうからお話あったとおり、社会福祉法人に対する指導の監督責任の主務官庁につきましては道ということになります。そのことから、実は先般、北海道胆振総合振興局での特別監査が実施されたというところで聞いてございまして、その改善事項や要旨などにつきましては、後日ホームページで公表するというところを聞いています。

ただ、そうはいっても、主務官庁が道であったとしても、先ほど議員がおっしゃられていたとおり、社会福祉協議会は町の財政支援を行っている法人である以上、当然看過できる問題ではないということは認識しているところでございます。

その中で、町ができ得る中での対応といたしまして、5月下旬に今回の不適切経理が発覚して、先ほどお話があったとおり、6月に報道発表があった。その後、即当時の協議会の会長に対しまして町民の信頼を損ねたことは非常に遺憾であり、早期に原因究明と再発防止や着服金の弁済、刑事告訴の実施による町民への信頼回復などのしかるべき対応をしていただきたい旨、理事者名で強く書面にて通知、要請しているというところまで議会のほうに報告させていただいたと思います。

また、その後につきましてですけれども、11月上旬、監査委員事務局を通じ、町から地方自治法に基づく特別監査の実施につきまして、当町の監査委員への要請、依頼をさせていただいたところでございます。その監査において、今回の問題点や経緯、再発防止策などにつきまして確認をしていただいた上で、その監査結果を公表し、明らかにしていただくということが町民に対する信頼回復の一步として考えているというところでございます。当然その結果が出てから町の支援と、どのようなことが考えられるのかというのは、また

改めて検討していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

先ほどお話ししました11月発行の社協だよりには、おわびのみで、具体的な再発防止等についての記述はありませんでした。ただ、その後、社協のホームページを見ると、不祥事に関する現状報告というのが載っていました。

当該不祥事を踏まえ社協として業務改善策（再発防止策）として、九つ示されていました。コンプライアンスに関する研修等への参加の実施、定例監査の外部専門家の立会い、本会経理規定等の遵守、預金通帳及び銀行印管理の厳格化、会計システムの入力方法の改善（記帳業務の外部委託）、インターネットバンキングの利用による現金の取扱いの縮小、人事異動の見直しによる内部牽制機能の強化、人事配置の適正化、他組織との交流による人材育成及び情報収集という項目が上げられていました。

多分北海道からの指導によってこういうのが考えられたと思うのですがけれども、社会福祉協議会の公金着服事件は、調べると、ほかの自治体も結構あったのですね。私としては、事件後、それぞれの自治体がどのような対応をしているのかなと調べてみました。

一番近かったのが平成27年、道南のせたな町でも同じような事件がありました。同年9月発行の社協だよりでは、新しい会長の就任の挨拶文があり、事件のことに触れ、会の再生と信頼回復の決意がその中には述べられていました。また、同じ社協だより、事件に関わる町民懇談会開催のお知らせが載っていました。町内3か所で懇談会を開催するということでした。それから、不祥事再発防止策の報告も掲げられていました。社協のホームページには載っていましたが、一体何人の方々がそれを見るのでしょうか。そう私は感じました。

洞爺湖の社会福祉協議会の社協だよりは、これから出るのかもしれませんが、このような取組が全く見えない内容だったのが、11月の社協だよりを見て残念に思いました。

このことを踏まえて、今後、町として再発防止に向け、どのような対応を考えているか伺います。

○議長（大西 智君） 佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 今後の町の対応というところでございます。

あくまで町として再発防止に向けての対応についてのご質問につきましては、まずは先ほどちょっと言いましたけれども、社会福祉協議会自身が今後の再発防止に向けた取組について、先ほど議員おっしゃった再発防止策を検討しているというところで、同じような話を聞いてございます。それをまず実行することが第一であると考えておりますが、その上で町の対応というところでございますので、あくまで次年度予算に向けての現在検討中というところでございますけれども、今年度までに社会福祉法人社会福祉協議会に係る人件費、事務費、事業費をまとめて一つの交付金として支出してございました。そして、年

度終了後に示される書類により事業実績を確認してまいりましたけれども、次年度以降、さらなる事業実施の透明化、適正化が図られるよう、各事業予算に伴う経費を補助金として支出し、町への詳細な実績報告書を提出していただき、その内容を町が精査することによって、担当課で支出の状況をしっかりと確認できないかというのを今検討してございまして、そのように進められれば進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 町民からの大事なお金が社会福祉協議会にも出ているということで、補助金として取り扱って、町のチェックも厳しくするという取組は、ぜひしていただきたいと思います。

これに関して、町長の考えをお願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まずは、このたびの社会福祉協議会横領事件につきまして、不祥事につきまして、民間団体でありますけれども、行政と連携しながら福祉サービスの一部を担っている団体の事件といたしまして、本当に憤りと同時にご利用されている町民の皆様、この場を借りて深くおわび申し上げるところでございます。

事件発覚後、残念ながら、社会福祉協議会の事務局、理事会から速やかな報告、善後策もなく、指導責任の監督庁である北海道の指導を仰いでからの連絡もあり、全ての報告において後手、後手、後手であり、こちらから再三説明を求めて、初めて報告が来るという極めて不誠実な社会福祉協議会の対応でございました。事故の経過、責任の所在など、行政から提案してやっと動く状況でありました。その後、行政から評議員を出している関係上、新体制について評議員会を通じて迅速な動きをお願いしたところでございます。

今、担当課長が答弁しましたが、町ができることは、まずは何ができるか実施することを考えたところで、11月に町の監査委員に特別監査の実施に伴う要請通知を出させていただきました。この不祥事は、町として本当にゆゆしき自体であり、看過できるものではありません。10月に刑事告訴をしたと報告を受けておりますが、町として事件の解明、防止策を連携して検討していく考えでございます。

また、先月11月下旬に社会福祉協議会より新たな人事の通知を受けました。11月半ばには、社会福祉協議会の会長が新しい会長になり、今月初めに事務局長も代わり、新体制で臨むとの報告を受けているところでございます。新しい会長、事務局長には、大変厳しい環境の中、火中のくりを拾う覚悟を示して就任していただいたことに感謝を申し上げるとともに、町といたしましても、新しい体制の下、これまでの行政と社会福祉協議会の連携以上に伴走型で課題解決に向け努力し、一刻も早く町民の皆様からの信頼回復に向けて努めてまいりたいと思います。議員各位におかれましても、特段のご配慮をいただきますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

まず私、この着服金額を聞いて思ったのは、この金額で小中学校の給食費無償が1年間できると思ったのですね。指導責任は北海道にあるということなのですがけれども、やっぱり町からお金が渡っている団体、社会福祉協議会だけではなく、ほかの団体についても、これを機にチェックする必要があるのではないのかなと思ったところでもあります。

先日、私のところに水道料金検針票の記載誤りの文書が郵送されてきましたけれども、料金については一切影響ありませんとの内容でしたけれども、この誤りのために各世帯に郵送した郵送料というのはどこから出てくるのかなとか考えてしまいました。役場内においても、この件が他山の石ではなく、いま一度事務処理方法などの点検等をする必要があるのではないかと思います。

このことを最後にお伝えしまして、質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、2番、小林議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を11時30分といたします。

（午前11時15分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時30分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 今野幸子です。通告書に沿って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、学校給食でのSDGs。このSDGsを推進する上で何ができるのか、こういったことをベースにしてちょっと質問をしていきたいと考えています。その中で、学校給食でSDGsを考えていただきたいと思っています。

日本の食料の自給率、前にも言いましたが、非常に少ない。38%と言われています。ほとんどが輸入に頼っています。世界で紛争や、そして気候変動、そういったことで輸入が止まれば、国民の食を守る、これが非常に困難なものとなっています。物価高騰にもつながり、国民の生活を圧迫する。今現在、本当にそれが行われている、そういう状態です。

しかもこの38%は、国民の1人に必要な熱量を918キロカロリー、こういった計算でやられているそうです。この918キロカロリーというのは、五、六歳、女子にしてみれば7歳、そういった感じの人たちが満足できるカロリーらしいです。これは政府が発表しているものです。到底大人が満足できる、命をつなぐベースではありません。

その上、農林水産省の農業労働力の統計では、農業の従事者は2015年では175万7,000人、

そして2023年には116万4,000人、35%も減少しているということが発表されています。

給食にこの地産地消を推進するのは、単に新鮮で栄養価も高い、そしておいしい、こういったものを給食で提供するというそれだけではなく、日本の農業を守るという意味もあります。

現在、地元の米や野菜、どれだけ給食に使用されているか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 地産地消の割合というような質問かと思います。洞爺湖町産というようなものの統計は取ってございませんので、北海道産の使用割合という形で答弁をさせていただきたいと思います。

北海道教育委員会で行っている学校給食における地場産品の使用状況調査というものがございます。そちらの結果から、当町における北海道産の食材使用割合は、時期によっても異なるのですが、洞爺地区でおおむね6割程度、虻田地区でおおむね5割程度というような状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

学校での地産地消を進める上で、なかなか量の問題や、そしてそれを行うための手間、こういった問題があると考えています。今言ったように、地元のものがどれだけ行っているかも具体的には分からない、そういった状況も生まれています。学校給食に地産地消を取り組む上で安定した供給、これを困難にしている原因、この原因はどういうところにあると考えていますか。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 地産地消の取組は、学校給食法に示された目標を達成するためにも必要不可欠なものであると認識しております。ただ一方、地場産品を使用した給食を提供する際、一般的には作付面積が少なく、生産量に限りがある、新鮮な野菜のため泥や虫などの異物の洗浄に時間がかかる、品質や規格が不揃いで調理時間内が想定以上となる、価格が高い傾向があったり、給食費の中で使用し続けることが厳しい、難しいといったような課題も指摘されていると認識してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 確かに、今言われたように、不揃いやなんかが来て手間がかかる、そういったことも上げられているのは事実です。しかし、そういったものが使われないでただ捨てられるようなことがないようにできたらなと私は考えています。

学校給食からこの地場産の量を拡大していくことは、先ほども言いましたが、日本の農業、そして今従事者が減り続けている、こういったことから食を守る、農業を守ることに繋がっていると考えています。学校給食での地産地消を進める、SDGsをどう広げるか、こ

れは多くの人の協力なしではできません。特に農家の協力は重要です。

洞爺湖町で農業を営んでいる件数、畑作や畜産、米などに分けて、お聞きます。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 当町の農業者の戸数でございますが、毎年農業委員会で調査しております令和4年度の実績となりますが、町内で農家戸数は146戸となります。また、米の生産戸数でございますけれども、全体で30戸ございまして、7戸が自家消費となっておりますので、販売している農家戸数は23戸となります。また、畜産農家の戸数でございますが、酪農、肉牛、軽種馬、養豚含めまして20戸となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

今言われました件数、コロナ禍での影響や肥料や飼料の高騰、こういうが続いている中で、影響を受けて離農している、そういった話も多く聞かれますが、洞爺湖町ではこの五、六年での規模の縮小や、また離農されている方はおりますか。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 議員のおっしゃるとおり、近年の農業経営は新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ問題、円安の進行等により、飼料、肥料、燃油といった営農に必要な生産資材の高騰により、大変厳しい状況になっていると認識しております。

町内の農家の方の離農の状況でございますが、令和3年度に経営者の死亡による離農が1件ございました。その後の農地につきましては、地域内で農地を賃貸して利用されているという状況でございます。

また、規模縮小の件でございますけれども、令和6年営農年に向けまして縮小したい旨の相談を現在受けてございます。地域内で規模拡大を希望している農家の方への賃貸がなされるよう地域内で協議をしているという状況でございます。

農業経営は大変厳しい状況となっておりますので、本会議の補正予算に物価高騰対策の予算計上をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 死亡による1件、ぜひその土地を引き続きやってもらえる、そういった取組を大いにしていただきたいと思っています。

また、政府の発表では、農業従事者の平均年齢、2005年では64.2歳、2022年では68.4歳となっていることから、5年後にはもうほとんどが70代を迎えると。70代を迎えると急激に離農者が増える、こういった統計も出ているそうです。

洞爺湖町では、こういった年齢的なものはこういった年齢層になっているか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） ご質問の経営者の年齢構成でございます。

会社組織の方の9件を除きまして、20代の方が1名、30代の方が8名、40代が13名、50代が16名、60代が41名、70代で36名、80歳以上の方が22名の137名となっております。当町におきましても高齢化が進んでいる状況でございますが、しかしながら、60代において、後継者の方がいるという方が多いという現状もございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今言われたように60代、70代、80代、こういったところが非常にこの中では多く見られています。しかし、60代の中で後継者もいるという、これはとても嬉しいことだと考えています。70代、80代の方たちが今後、何年後かに離農し、そして農地が放棄されないように、先ほど言った誰か継承してくれる人を探すといった取組をどんどん進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

このような洞爺湖町で学校給食への安定供給の困難、これを解消していくことはできないでしょうか。その上で、地産地消を今よりも推進していくべきではないかと考えていますが、今後の取組について、ありましたらお聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 学校給食における地産地消の推進につきましては、先ほども答弁いたしました。必要不可欠であると認識しておりますけれども、一定程度の課題もあり、限界もあると思っております。学校給食法の目標におきましては、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を含め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。また、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うことなどが示されておりますことから、教育委員会といたしましては、食に関する指導の一環として給食以外にも現在行っているマツカワの放流やホタテガイの養殖事業、財田米の収穫といったふるさと学や食育も含め地産地消に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

学校給食は、言うまでもなく、子どもたちの心身の健全な発達に大きな役割を果たしています。ですからこそ、安全で安心な学校給食を提供することが望まれます。

そこで、給食に有機米や有機農法での野菜、そういったものを取り入れ、有機農業を広げ、地球にも子どもたちにも優しいSDGsを広げていくこと、これが本当に求められます。今言われましたように環境保全といったものにもつながってくる、こういったものです。

農林水産省も有機農業の取組に対して面積を拡大、オーガニック市場の拡大を目指しています。目標に上げています。有機農業の地球温暖化防止効果の調査、これによると実施面積

1万3,471ヘクタールで年間1万2,528トンのCO₂が削減、これは1ヘクタール当たり年間0.93トンのCO₂が削減されたという報告をまとめております。また有機農業では、水質の保全、そして土地の肥沃化を上げ、生物の多様性を生み出す、こういった報告もなされているところです。

洞爺湖町でも、先日、北海道ふるさと・水と土保全対策事業というものが行われていたと思いますが、これはちょっと一般質問に書いていなかったのですが、よろしければどういうことをされたか、お話ししていただければと思います。

○議長（大西 智君） 通告にはないのですけれども、よろしいですか。

片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 農業の関係で、地産地消の取組ということで、令和4年度から北海道の交付金を活用させていただきまして、財田米のPR活動を実施してございます。先ほど教育委員会のほうからご紹介ありましたとおり、とうや小学校の5年生による田植えの体験、それから稲刈りの体験などを実施してございます。また、洞爺湖マラソンにおいて、給水所でのおにぎりの提供ですとか、12月10日には町民対象に財田米のおいしい炊き方やご飯のお供、レシピの紹介など、財田米になじみのない地元の住民の方を対象に地産地消の推進をしている活動を実施させていただいております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

本当にこれはとてもいい取組だと思います。

給食に、今行われていたことが少し移っていただく。給食に有機米や野菜となると、どの時期に、どんな野菜が、どれくらい生産されるのか、量や、先ほど言った種類や給食センターや関係者、こういった農家との情報、効果、そういったものが多く必要となっていきます。また、有機農産物を給食に取り入れるには、やはり金額も上がってまいります。こういった問題が数多くありますが、これは栄養士1人だけの努力ではとても給食に持つていくということは無理難題なことだと思っています。

ここで、ちょっと成功した例という千葉県のいすみ市の話です。化学肥料なし、除草剤不使用で、何も分からず最初始めた。1年目は失敗、2年目研修会などを受けながらようやく5月の1か月分だけ給食に提供ができた。そこから始まったそうです。知事が生物多様性戦略策定、市長が協議会を開き、立ち上げ、そして熱心な職員がそれに加わり、生物多様性の専門家がそこに加わり、そこに自分が有機米に挑戦するという生産者がいてくれた。こういった中で出発がされました。

市は、その米を再生産可能な価格で買い取り、補填をして、学校給食に充てました。ですから、町としては非常に負担がかかりました。しかし、その効果は新たな産業を育て、そして今までにない宣伝効果、これが1億円を超えている。こういったことで話題になり、今度は野菜も入れてくれと。今は2割が地元の有機野菜になってきている。そして、農家の所得

も増えてきた。市が買い上げてくれたからですね。そのために販路の心配もなくなった。こういった宣伝の下で、新規に有機農業を希望したい、そういった方も現れ、給食への有機米の生産に加わってくれる人が増えてきた。当然そのための移住者も増えてきた。こういったことが載せられています。

これは大きな話題となっていますが、その前にもいろいろなイベントで取り上げたり、様々なところでそういう活動をやっていたということなのです。ところが、なかなかここまで大きく広がらなかった。これは大きな話題となって広がったというのは、やはり子どもたちが給食を食べて、「おいしい」この一言なのです。「おいしかった」この一言が家庭に伝わり、そして地域に伝わり、そしていろいろなメディアにもつながっていく。地域に広げる大きな力となったのは、子どもの力なのです。子どもの「おいしい」という、この声なのです。この声を上げるためにも、給食センターで作る方、この方の努力もひとしおではなかったと思います。

洞爺湖町でも、こういった有機農法で米や野菜の給食への提供をできるところから始めてみませんか。給食でSDGsを目指していく、前向きな考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいまご質問にありました、いわゆるオーガニック給食という件かなと思っております。

無農薬や低農薬によって栽培された野菜などの有機食材を活用するといった給食につきましては、先ほども一部のところで申し上げましたけれども、供給量、価格、生産物の企画、また下処理、いわゆる虫や何かがたくさんついているという部分ですけれども、こういった部分でのところからこれまでの給食提供としてクリアすべき課題が多いかなといったようなところが実情でございます。

当町におきましては、先ほど来、議員が申し上げておりました地産地消の意義を十分に踏まえ、食材を供給いただいている地元生産者の皆様や栄養教諭、そして調理員等が一体となって児童生徒にまごころこもったおいしい給食の提供に努めているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続きこれらの皆様と協力しながら、安心・安全な給食提供に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

ただいま議員からご説明のありました千葉県のいすみ市での取組、また、実はその千葉県も参考にしていた兵庫県の豊岡市の取組についても、私も承知しているところでございます。これからの洞爺湖町における学校給食を検討する際も、一つの貴重な事例として参考とさせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 今野議員、途中なのですけれども、ここで昼食休憩を取りたいと思います。再開を午後1時といたします。

（午前11時55分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

午前中、5番、今野議員の1件目の質問の要旨では（1）の4番目からになるかと思うのですが、続けて質問をしていただければと思います。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほどの有機米の拡大、できるだけ一歩からでも前進していただくことをお願いします。

洞爺湖町の基幹産業の一つでもありますホタテ産業、洞爺湖町では80%ほどが中国への輸出、これで今、洞爺湖町のホタテ産業は非常に厳しい状況にあると思われます。

販路の一つに、洞爺湖町へ行ったらおいしいホタテが食べられると言われるようなまちおこしができたらいいなと思います。森町のような事例もありますが、洞爺湖町のこの海で育ったホタテだよと子どもたちへの支援、そして地元水産業への支援につなげられるような給食へのホタテの提供をしていただきたい。子どもたちから、またおいしいホタテが食べられる、そんな喜ぶ声が聞けたらと期待するところではありますが、どうお考えになりますか。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） ホタテの給食提供につきましては、毎年関係者のご協力をいただきまして寄贈いただいた際に、シチューやカレー、グラタンなど毎年メニューを変更し提供しております。子どもたちにも大変好評だと伺っているところでございます。

ただ、これを寄贈以外という形になりますと、給食費の中で購入するというような形になってくると、加工費を含めた購入代、配送代といったようなこともありますので、給食費の中でのハイというのは少し難しい部分があるのかなとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 当然、それが給食費の価格に加算されては困ります。できるものであれば、町が購入して提供していただきたい、こういう思いで言っていますが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、森町の事例もあったところですが、八雲町ですと森町の状況と当町は若干異なっております。森町や八雲町にしましては、それぞれの町内における水産加工業者がたくさんございます。両町が実施した事業につきましては、水産加工業者への支援という形で国の基金を活用してやられた事業でございまして、洞爺湖町における水産加工事業者につきましては、中国向けの輸出を行っていないというふうに伺っておりますことから、国の森町や八雲町が受けた基金を活用したことが現在洞爺湖町ではできないような状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ちょっと私の質問が悪かったようですけれども、そのようにしてくださいというわけではなくて、独自に町でそういう支援はできないかということを知りたかったのです。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 大変失礼いたしました。

議員もご承知かとは思いますが、毎年、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会という団体がございます、当然町もそこに負担金を納めているところですが、地元の特産品であるホタテのおいしさを児童生徒に知っていただくということで、当該協議会が毎年学校給食週間に合わせてホタテを無償提供しているところでございます。

令和4年度におきましては、本年1月25日と1月26日に実施いたしまして、洞爺地区では1月25日にホタテご飯が、また虻田地区については1月26日にホタテシチューが提供されたところでございます。本年度も引き続き同じ事業を実施すると事業計画でもなっております。これにつきましては、引き続き継続して実施いただくよう申し入れていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

物価高騰対策、給食費の削減についてお聞きします。

現在、高騰分、物価が上がっている、その分を補填し、給食費が上がらないようにと抑えている、これは今行われています。しかし、その後も物価高騰は止まりません。上がり続けています。

民間の信用調査会社の帝国データバンク、11月30日では新たに195社、12月に677品目を値上げすると発表しています。今年の値上げ品目は3万2,395品目、平均値上げ率は15%とされています。今後もまた円安が続けば、ほかの燃料やなんかの高騰分が飲食などに転嫁されてくるのではないかと懸念もあります。

2点続けてお聞きします。今の補填金額、これでは今後まだ足りない、こういう状況があるわけですが、この値上げ分を上げて、今の給食内容を維持できるようなことにする、これが1点。

もう一つは、無償化なのです。本来は自治体任せにして住むところによって受けられるサービスが変わることのないように、国が責任を持って無償化するべきと考えています。少子化対策、この言葉はどこへ行っても聞かれますが、子どもの人数分だけ親の負担が大きくなる。これをそんなこと当たり前と考える、こういうことが考えられる、この負担は子どもを育てる親、保護者の責任とされています。だから、いつまでたっても本気で国の宝だ、または地域の宝だと言いながらも、その地域で守ろうというところまでは進んでいません。このような当たり前という考えがあるからではないかと考えています。

先ほど、小林議員からも子どもの権利条約が話されました。子どもたちの権利を守るため

にも、そして無償化は必要だと考えています。国の給食費の無償化は本当にする気があるのか、するならいつするのか、全く分かりません。今回は、国がするのを待つことなく、生活が困窮されている今、子どもたちが2人、3人となっても、そのまま2倍、3倍と負担が大きくなる給食費、このことがないように、第2子、第3子の無償化を町として踏み出すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 2点ほど。

高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 1点目の物価がさらに上がっているのに、給食費の払う金額を抑えたままで補助の継続を維持していくことを考えているのかといった点だと思います。

給食費の補助を継続するかどうかにつきましては、現在、小学生で20円、中学生で25円、助成してございます。これらを次年度以降継続するかどうかにつきましては、現在、予算編成の中で近隣市町の動向や物価の上がり幅など総合的に勘案し、継続の有無を判断していきたいと考えております。ただ、子どもたちにとって必要な栄養、量というのを維持していくということは大原則でございますけれども、その中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

あと、第2子以降の無償化につきましては、本年3月にも議員からの質問に答弁しておりますけれども、本年度は給食費に対する一定額の補助を行い保護者の負担を抑える対策を取っていると。また、中学生の制服費用の助成、高校生の通学助成の拡大、保育料の完全無償化など、多くの子育て支援を行っておりますので、現段階においては、これ以上の支援を予定しておりません。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に学校給食というのは子どもの命を守る一つなのです。今、本当に貧困、収入が減っている、これはどこへ行っても分かっていることなのです。その中で2倍、3倍とはっきり増えていく給食費の補助、補填する、または無償化するということは、非常に大切なことだと考えています。ぜひこれから検討の上でも構いませんので、どうかいい方向に向かっていただけることをもう一度考えていただきたいと思います。

次に進みます。食品ロス削減について伺います。

日本の受給率、非常に低いにもかかわらず、日本の食品ロスは外国と比べても多いと言われています。2018年の調べでは、1年の食品ロスは約600万トンになります。その一つには、商業の慣習的なルールがあります。賞味期限の設定です。常温品で期限の3分の1までとされ、残る3分2の期間、これはまだ食べられる、まだ大丈夫、こういった中で廃棄されてしまう、こういうことが起きている。また世界では一方で、食べられなくて亡くなっていく子どもたちもいます。

食料品店、飲食店、ホテル、様々なところで食品ロスが増えています。この中でも給食でのロス、これを取り上げていきたいと思います。3点続けてお聞きしていきます。

まず一つに、食品ロス削減、これは必要だと考えますが、本当に町としても考えているのかということです。2、子どもたちが残す、給食を食べて残す、こういったことで食品ロスが起きている、こういった残す原因はどういうものがあるのか。また、そのロスを解決するために、どんな取組が必要なのか。そして、もしそのために行われている策がありましたらお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 給食における食品ロスというような削減という形は必要だと教育委員会でも認識してございます。その上で、給食のロスの原因といった部分でございすけれども、まず、少し説明いたしますけれども、学校給食での食品ロスでございます。

調理過程におけるロスというのは、あらかじめ分量等を決めて購入してございますので、ほとんどございせん。あとは、給食を食べた後の、いわゆる残食といった部分でございすけれども、洞爺地区はほとんど完食となっておりますけれども、虻田地区においてはメニューにもよって異なるのですけれども、ある一定の月平均では、おおむね20%が残食として残っているというような統計が取られてございます。

原因につきましては、児童生徒の好みやそのときの体調など、いろいろ理由があろうかとは思いますが、学校給食は児童生徒の健康の増進や食育の推進を図るため、国が示した望ましい栄養量の基準値等に基づいて献立を作成し、児童生徒の成長に応じた食事量を提供していくものであり、好き嫌いなく残さず食べるということが大切だと考えているところでございます。

あと、給食を残さないための取組といった部分でございすけれども、例えば味や量の見直し、それとか単純に作る量を減らすというような取組によって残食は一定程度減らせるとは思いますが、学校給食の目標において、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることとされているように、必要とされている栄養量をしっかり摂取することは重要であります。

これらのことから、今現在取り組んでいる内容といたしましては、給食の時間に無理に食べさせるような指導はいたしません、苦手なものでも一口は必ず食べてみようという声かけを行ったり、国語の学習での食品ロスポスターを作ったり、児童会での呼びかけや掲示物、お昼の放送などでの啓発を行うなど、残食の減少につながるような取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 食品ロスの残食の問題につきましては、ただいま課長が申し上げた内容に加えて、給食時間の、いわゆる喫食時間の長さが指摘されるといった場合もございすけれども、昨年度の道内の状況と当町の状況を比較してみますと、給食が提供されている道内の公立小学校においては、その90.6%が35分から49分の間に給食時間が設定されております。中学校においては、91%が25分から39分の間に設定されているというところでございます。

当町の小学校は、35分から50分の間に全て設定されております。中学校は30分から35分の間に設定されておまして、道内の他の小中学校と比べて短いといった状況にはありませんことから、食べる速さに個人差は当然あるものと承知しておりますが、喫食時間は十分に確保されていると感じているところでございます。

いずれにいたしましても、学校給食は児童生徒の健康の増進や食育の推進を図る上で大切なものでございますから、好き嫌いなく残さず食べることが大切と私も考えております。教育委員会といたしましては、栄養教諭による食育指導や各学校において取り組まれているフードロスの取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今みたいに、いろいろな理由で残されるということは当然あります。そこで今、私聞いていて出てこなかったのが、栄養士だけに全部任せるのではなくて、町として対策を取る。例えばどういう料理を作ったらおいしいと言われるのか、子どもからも取る。その上で、おいしい料理をこういうふうに作ったら、こうなるよという専門の指導、そういう研修を設けてもらう。その上で、いかにおいしく食べてもらうか、これが重要ではないかと考えています。そういう取組もぜひ行ってもらいたいと思いますが。

もし返答ができれば。

○議長（大西 智君） おいしい料理を作るために、町としてどういった取組ができるかということかなと思うのですけれども。

洪川教育長。

○教育長（洪川賢一君） 給食のいわゆる献立、中身の問題かなと感じております。

当町で行われているか、大変申し訳ありません、まだ把握できていなくて恐縮なのですが、他市町やなんかでは、いわゆるリクエスト給食といったような形で、子どもたちから、こんなメニューを作ってほしいなといったようなものを学校ごとに、その月に1回程度献立の中に入れてもらうような取組もしておりますので、当町においても、これらの実践や何かを参考としながら、また栄養教諭などとも相談しながら、子どもたちにとってよりよい給食といったようなことで取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

また、続けて2点お聞きしていきます。

学校給食が急にキャンセルになったとき、例えばインフルエンザ、コロナ、天候の悪化、そういったことで休校になったときの食材、どのように扱われているか。また、備蓄の問題ですが、防災備蓄品、これも期限が切れる前に買い替えが必要だと考えますが、そのときの備蓄品はどのように対処されているか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君）　まず1点目のインフルエンザやコロナなどで学年閉鎖となった際の給食の扱いでございます。その際は、速やかに業者に連絡し、発注をキャンセルするということが前提になってきますけれども、食材によっては間に合わないということもございます。長期保存できる食材であれば冷蔵庫等で保存し、後日の給食メニューに取り入れるということも行っておりますが、日持ちしない食材については、廃棄してございます。

なお、既に学校には配送されてしまった場合であっても、学校給食衛生管理基準においてパンや牛乳も含めて、衛生上の見地から持ち帰りを禁止することが望ましいということがされているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西　智君）　末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君）　2点目のご質問の件でございますけれども、防災備蓄品、期限切れ前の使われ方というご質問かと思っておりますけれども、まず、防災備蓄品の管理になりますけれども、食料品の調達、それから確保並びに防災資機材等の個別計画としまして、議員もご承知かと思っておりますけれども、洞爺湖町の防災備蓄計画に基づき管理実施してございます。その計画におきまして、備蓄品目でございます食料等におきましては、調理不用食を中心としまして、保存期間を考慮しまして計画的に消費期限の管理更新を行っている状況になります。

その中で、消費期限の状況に応じまして食料や飲料水について防災訓練の参加者への配布並びに炊き出し訓練などの活用をしまして、食品ロスが出ることがないよう、町民の防災意識の高揚に努めているという状況になります。

以上になります。

○議長（大西　智君）　今野議員。

○5番（今野幸子君）　学校給食では、キャンセルできるものはキャンセルする、日持ちしないのは廃棄する。これ、どうにかならないのか。あるところによれば、そういったときに、ぜひ受けたい。例えば子ども食堂、地域食堂ですね、そういったところとか、障害者施設、そういったところで、あらかじめ約束を交わしておく。こういうときに、こういうものが出たら、引き取ってもらえるかということで、あらかじめそういう約束ができていれば、そういうときに、「これが何ぼ出たのだけれども、いい」ということで、廃棄することなくできる、そう考えています。また、持ち帰り品も駄目だ、そういったものも一緒に、そういうことで考えていただけたらなと考えています。

また、防災のほうでも、食品に限らず、飲食品はそういった形で活用されているということで本当にそれはいいことだと考えています。ただ、それで全部、使ってしまうかなという疑問はありますが。

そこで、そういったところも、防災備蓄に関しては、飲食に限らずほかのものもたくさんあると思います。紙おむつからいろいろな、そういった生活品だとか、そういったものも含まれていると思いますけれども、こういったものを広報などで、いついつ整理するのだけ

ども、欲しい人がいたら持って行ってほしいということで、欲しい人、そういったものを必要とする人のところに渡っていただけたらな、そういう思いがしますが、そういう取組はする気はないでしょうか。

○議長（大西 智君） 食品ではないのですけれども、よろしいですか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 今ご質問の件でございますけれども、まず、防災備蓄の管理の視点での答弁でございますけれども、先ほど答弁させていただきました防災備蓄計画の中に、避難者による家庭内備蓄の持ち出し、応援協定の締結をしている自治体や事業所からの流通備蓄の配布を考慮するとともに、家庭内備蓄をまず50%想定しています。それと、流通備蓄を20%ということで、残りの差し引きました30%を目標として行政備蓄体制ということで、先ほどお話ございましたけれども、食料の関係の備蓄目標数ということで食料と生活必需品ということでございます。その生活必需品の中に紙おむつがございます。

当然、食料につきましては、当課におきましては廃棄ロス、食品ロスがないというような認識でございますけれども、生活必需品等につきましても当方で適切に管理されているという状況でございますけれども、今後、仮に管理をしている中でロスが出てきた場合が当然想定されますので、その際につきましては、今、議員のほうからもございましたけれども、今後の対応についてどのような形がいいのか、課内のほうで検討させていただきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 給食を廃棄せずに子ども食堂などでの利用ができないかといった部分でございます。

学校給食に使用される食材は、保護者からいただいた徴収金、あとは北海道学校給食会等からの支援によって賄われているものであることがございます。あと、学校給食衛生管理基準において、衛生管理上、パンや牛乳など含め、その日のうちに全て使用し、翌日に繰り越して使用することが禁止されているというようなこともございます。議員おっしゃるとおり、そういうような使い方ができればいいと思うのですけれども、現実的にはなかなか難しいものと承知しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 確かに、今みたいな決まりはある。これも承知しています。しかし、それもやはり今後考えていく一つの課題ではないかと私は思っています。

使えるものは本当に使ってほしい。できるだけ廃棄をなくする。廃棄をするたびに、それを燃やすなり、何なりするわけですね。そのたびにCO₂も、ここからまた出てくる。こういったことが繰り返されるわけですから、それをなくして、利用してもらって、そしてCO₂も削減できる。親からもらった給食費の中から、もらったものだから利用はできない、

でも廃棄はできる。これはちょっと考えるべきだと私は考えています。長くはなるかもしれませんが、今後の課題として取り組んでいただきたいと考えています。

次に行きます。町の公共施設について伺います。

私たちは、通常、どこの施設、どこの建物、家、とにかく建物に入れば、和式であっても洋式であっても、不自由なく利用できる人にとっては、本当にトイレはどこにでもある。これがごく普通の当たり前のことなのです。しかし、和式トイレではできない、膝が痛くてしゃがめないとか、ギプスをはめているからできないという人にとっては、和式だけのトイレでは用が足せません。その人たちにとっては、トイレがないのも同じことです。

そして今、多目的トイレと言われているトイレ、何か今はもうバリアフリートイレというような呼び方にしようかということも言われています。多目的ではないのだと、目的は一つなのだと。こういうバリアフリートイレも随分増えてきました。しかし、まだまだあつては当たり前というようなところまでは進んでいません。特に、車椅子を利用している方々にとっては、そういうトイレがなければ本当にトイレがない、あつちにもトイレがないということになります。ましてや、オストメイト対応となると、それに加え、もっと少ない数になってしまいます。

本来なら、バリアフリートイレ、オストメイト対応トイレがどこにあるか確認せずに安心して出かけられること、これが当たり前の社会であるべきだと考えています。必要とするトイレがないということは、必要とする人の人権さえも損なう差別にまでつながってしまうものです。

洞爺湖町、国立公園であり、そしてユネスコ認定世界ジオパークがある、縄文遺跡群世界文化遺産もある。本当に恵まれた観光地、こんな観光地はそんなにはないのではないのでしょうか。このような洞爺湖町のような集客のできる町、この町でやはりそういうものを一つでも不自由をかけることなく、不自由な人を減らす。

本来なら宿泊施設、コンビニ、全てのところであつて当たり前なのですが、とにかくまずは公共施設で、その中でも今一つ、ここで挙げているのが高砂の貝塚館です。来年令和6年度における縄文シティサミット、洞爺湖町に決定したということです。その前に、誰もが安心して来ていただけるように、このバリアフリーのトイレに温水洗浄便座、オストメイトの対応のトイレに改修すべきではないでしょうか。考えをお聞きます。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 温水洗浄便座の設置につきましては、一般の男女のトイレには令和2年度に和式から洋式へと交換する際に設置済みとなっておりますが、バリアフリートイレのほうにつきましては、もともと洋式であつたために設置は行ってございません。しかし、冬期間開館することになって需要も増えてきたということから、温水洗浄便座の設置は必要と考えているところでありまして、ほかの公共施設における設置状況なども鑑みて設置してまいりたいと考えております。

一方で、多機能トイレのオストメイトについてでございますが、これは障害者の利便性の

向上のため必要なものと考えております。町内の公共施設におきましては、これまで新築やトイレの改修の際にオストメイトを設置している状況にあります。貝塚館は平成8年の建築でありまして、当時の基準に合わせてトイレを設置しておりますことから、今後、改修を行う際には、多機能トイレの適合基準に沿ったものへと替えていく必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 温水、そういった洗浄便座にはしていただける。本当に今まで冬がなかったものですから、なかなかちょっと気がつかない面もありましたけれども、今回冬も開けていただけるということで、ぜひとも、あそこに座った瞬間に「うわっ、冷たい」と。障害ある人はもっともっと大変だと思います。

また、今のオストメイト、これもいつになるのか。これからこうやってずっと何年も置かれるのか。それをちょっとお聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） オストメイトの設置につきましては、器具の洗浄の特別なものがようになってきます。そうすると、配管も伴うので、大規模な改修になろうかなと考えてございます。ただ、簡易的な便器で洗浄できるようなシャワーをつけるというところは可能かと思しますので、そこら辺も可能かどうか検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） まずは集客する目的がある以上は、不便を感じさせない、そういう体制、何としても取っていただきたい。何もできないよりは、簡易でもいいから取りあえずできる体制、その上で、今後何か改修するときに本格的に造る、それまでやらないというのではなくて、ぜひ進めていただきたいと私は考えています。

本当にトイレはどこにあっても当たり前なのです。当たり前なのです。この当たり前が障害を持つことによって当たり前でなくなっている、この現実、少しずつ変えていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続けて、プールに移ります。

洞爺地区のプールにおいては、循環装置など設備は正常、これ前回の私質問したときに答えていただきました。そして、屋根のシートもまだ買って数年、二、三回使ったほどではないかなと思います。その後はもうしまっていたので使っていない。まだ新しい状況だと思います。しかし、水槽内のシート、鉄骨、そういったところで塗装が剥がれていたり、破損していたり、修理が必要だということになっています。昨年の一般質問の答弁では、今後のことは決まっていないが検討が必要とのことでした。持続して子どもたちに使わせたいという考えであれば、一年一年放置し、期間を延ばす、そして、修理をすることをどんどんどんどん難しくしてしまう。この検討はいつ行われるのか。早い決定が必要だと思います。

また、虻田地区のプールにおいても、必要なメンテナンスは進めるという答弁は昨年いただいております。しかし、いまだ修復されていないような状況が残っており、要望書も届けられている、そういう状況にあります。こういった施設の不具合が原因で事故を起こす、これは本当にあってはならないものです。損傷が大きくなればなっただけ、直す費用も何倍にも膨らんでいきます。何よりも子どもたちにとって最善、これを第一に考え、そのためにどうするかを進めていくべきと考えます。この二つのプールの対応をお聞きします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） まず、洞爺地区にあります学校水泳プールについてでございます。

学校水泳プールにつきましては、プール水槽内の防水シートの著しい劣化、腐食等による鉄骨の破損箇所などを確認いたしまして、現状での開設は難しいことから、虻田地区のプールへ洞爺からバスを出して利用していただいているという状況でございます。また、近年はコロナの影響で、水泳自体やっていない子どもたちがおりますことから、今年度は水泳協会に協力していただき、水泳教室を実施いたしました。洞爺地区からも1年生から3年生までの4名の参加があったところでございます。こうした事業を含めて、令和6年度におきましても同様の対応をしていく予定としてございます。

今後のプールの在り方につきましては、校舎も含めた教育関連施設の在り方を教育行政審議会に諮問しております。検討の後にいただく予定である答申を踏まえまして、町民の皆様との話し合いを通じて方向性を確立してまいりたいと考えているところでございます。

また、虻田地区のプールにおきましても、体育協会から要望書が上げられております。その内容につきましては、幼児用のプールの塗装が剥がれていて、非常に危険であるといった内容でございます。この塗装につきましては、新年度の予算で計上していく予定でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に虻田地区の剥がれていた部分、それも前回の質問の中で直してほしい、早くやってほしいということ、屋根と一緒に要望していたのですけれども、ようやくそれも直していただけると、修繕していただけるということで安心しました。

本当に、事故、溺れている事故というのは本当に気をつけていても、うっとういったときに起こるかもしれませんけれども、しかしながら、施設の不備で起こる事故は、これは防げる事故なのです、全て。だから、その防げるべき事故は決して起こさない。そのためにも本当に、これからも別ないろいろなところを点検して、そういった状況を生んでほしいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、今野議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を1時50分といたします。

(午後 1時43分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時55分)

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番、千葉議員の質問を許します。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 3番、千葉でございます。今日は、よろしくお願い申し上げます。

2点について一般質問を申告させていただきました。

1点目ではありますが、空き家、空き店舗などの現況とその対策についてということで件名をつけさせていただいたところでございます。

昨年9月にも、当時の経済常任委員会ということで、空き家対策の取組と現況についてということで所管事務局調査が行われております。令和4年度に第2期計画を策定し、高齢化や核家族化などにより増加が見込まれる空き家がもたらす周辺環境への影響防止のための施策を推進してまいりますというようなことが書かれております。

まず、今まで空き家対策、大変な事業だと思いますけれども、取組をされてきたと思います。その取組とその経過などをまずもってお知らせいただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 空き家に対して、町としてどのような対策を取っているかというようなご質問かと思います。

まず、生活環境課のほうで把握しています管理されていない空き家については、毎年目視により確認しまして、建物の損傷具合により、所有者へ改善、あるいは解体等の対策をお願いする通知を行っているところでございます。また、今年10月に機構改革によって、もともと産業振興課にあった事務の空き家の関係ですけれども、10月以降は政策推進課において空き家の利活用促進や移住・定住対策として、空き家バンクによる物件の紹介や中古住宅を取得した場合のスマイル中古住宅取得支援事業、住宅リフォーム事業などにより、少しでも空き家の利活用の解消ができるような取組を現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） それで、今現在、うちの町に空き家と言われるものはどのぐらいの件数があるのか。また、特定空家というものは、あるのか、ないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 今現在、町で把握している空き家に関しては、平成29年に自治会の協力を得て空き家の実態を調査したときに、約134戸上がってございました。そのなか

ら本当に空き家なのかどうかを精査いたしまして、平成31年に空家対策協議会で、その中でも管理されていない空き家として38戸確認して、その後、解体や売却によりまして、現在は27戸ということで把握してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 特定の空き家が現在あるのか、ないのかということと、今言った数字は平成29年、その辺から始まっていて、減った、増えたということだと思うのですが、これを見ましたら、空き家状況の調査は随時行っているというような所管事務調査でお話をされておりますけれども、元がアンケートを取って、そこから増えた、解体した、売却したということになっていると思うのですが、ですから一番最近の新しいというか、そういったアンケートを取ったり、改めて確認したということではないと思うのですが、その辺の確認をさせてください。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 先ほど答弁漏れのごさいました特定空家の件数でございますけれども、今のところゼロ件となっております。

現在の空き家の数、アンケート等を行って把握しているのかということに関しましては、現在は行ってございません。平成29年に自治会の協力を得まして調査をしてから約5年が経過してございますので、その辺もちょっと考えていかなければならないかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） ちょっと古い、平成29年度のあれなのですが、空き家の件数があるのですが、いろいろ本町1区は4件、5件とかあるのですが、本町4区は、私の住んでいるところなのですが、1件だったのですね。でも、私、今見る環境の中では、四、五件はあると思うのです、本町4区にも空き家。次長が言われる空き家の見た目の、ありますねいろいろな。ですから、私から見てあると思うのですが、ですから私は本当に増加しているのだらうと思うのです。

今回、この質問をしようかなと思ったのは、実は私の周りで空き家ができたり、空き家ができたりというのはどうしようもない問題ですけれども、お亡くなりになられた方がいらっしゃって空き家になると、そういった方がいらっしゃったり、またお一人だったのだけれども、面倒見れないから、そのお子さんが苫小牧にいますので連れて帰ってまた空き家になったというようなことがあったり、そこはまた違ったことで買収されたのかな、そしてそこを回収してまた使用されておりますけれども、そんな出入りが結構ありました。ここ最近でも、やっぱり一人で住んでいたりというような格好があります。

私のことを思ったりしますと、今67歳になりました。二、三年ならそんなに変わらないなと思いつつも、周りが結構変わって来たりします。ですから、5年後、10年後、はっきり

言って、もうそういった方々が、今空き家で困ったなという方もいらっしゃるだろうけれども、将来的に私も、そういったどこかの老人施設に入って、家は売りますとか、貸しますとか、壊しますとか、やっぱりそういった方々も結構出てくるのだろうと思うのです。10年後というのは。

当然人口だって7,000人ぐらいでしょう。今回、石川議員が言われていましたけれども、老人は3,050人でしたか、65歳以上。令和4年でね。ですから、人口は減っていくから、割合はやっぱり多くなるし、きつともって空き家自体もどんどん増えていくものだとは思いますが。空き家をいかに利用するか、いかに町が把握して、どのようにそういったことをしていくかというのが大事なだろうと私は思うのですよ。

それで、思うのは、前はアンケートを取ったのは、空き家になっている方々のところに「この空き家、何ですか」ということでアンケートを取ったと思うのですが、今回は、家をお持ちの方々に、当然、個人の秘密のところがありますから、答えられないところもあるだろうし、出さない方もいらっしゃるかもしれないけれども、将来的に私はこの年になるので、ここは人に貸す予定ですか、ここは売って札幌に行きたいのですとか、いろいろあるかなと思うのですよ。そういったことも把握しながら、町の政策に生かしていけるのではないかなと思うのです。

そういったことのアンケートを、今ある空き家ではなく、今持っておられるそういった人たちをいかにどうするかということを把握しておいてもいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 今現在、家をお持ちで、将来的にこの建物、所有している建物をどうするのかについても、政策に反映するために把握してはどうかというような質問の趣旨かと思います。

今、私どものほうで当初考えていたのは、今現在、水道が閉鎖になっているとか、そういうところの空き家の把握を考えていかなければならないかなとは思ってございました。

今、議員のほうでおっしゃる件に関しては、件数的にも相当な件数になりますので、その辺ちょっとアンケート調査を実施するかどうか、内部で協議をさせていただいて、できるだけできるような方向で考えていきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 私も本当にいい年になってきますと、老後ですけども、先々のことが心配になります。どこへ相談に行こうかなと。そういった相談事、不安な面というのはありますから、日々。そういった中で、そういったことを分かってもらっていると、また若い人たちがそういったアンケートを取って、ああ、こもしかしたらという感じでまた思ってくれたら、家を建てるよりも移ったほうがいいのかなと思ったりもしますから、マッチングというのですか、よく分かりませんが、何かそんな格好でも、そういったことでのやり取り

をしておけば、町としても、うちの町から出る人も逃がさないで済むのではないかなと思ったりもしますし、そういった家が全部、本当に使える家ならいいですけども、改修も必要かもしれませんし、またそういった方々がもう家が傷んでしまっていて、でも壊すにはお金がないのだということがあります。

何かいろいろな町々で支援している町もあるのですけれども、うちの町はどうでしたか。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 空き家を壊したいという思いのある方も、当然、空き家を所有している方の中にはいらっしゃいます。それで、町としては、今現在、国の補助制度を利用しまして、特定空き家に対する解体費の補助、上限50万円なのですけれども、こちらのほうは制度として持っています。ただ、先ほど答弁しましたように、特定空き家というのは今当町ではゼロ件ということで、誰も使えない状況であります。

それで、特定空き家以外の管理不全等の空き家に対する補助なのですけれども、今のところ町としては持っていないのですけれども、令和5年度から住宅の解体に対して、商工会と協議しまして住宅リフォーム支援事業が使えるようにしたところでございますので、こちらのほうの活用をしていただければなと思ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） これは、あれですか。壊すのに解体するのにも出るということですね。分かりました。

それで、解体してしまったら、更地にしておくよりも建っているほうが税金が安いのだというようなお話をされています。ですから、古くなっても、傷んでも、そんな危険でないし、ほかの住民の人も文句言わないから、置いておこうと。でも周りから見たら、やっぱり見栄えも悪いし、でもそろそろ子どもが行って何かしたらどうするのだという話もありますね。そうしたら壊さないで置いておくと。

固定資産税が建っていたほうがいいということをおっしゃる方がいらっしゃるのですけれども、その辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 今、議員おっしゃられるとおり、住宅を解体しますと、建物が建っている土地に関しては6分の1の軽減措置を受けてございます。当然、建物がなくなることによりまして6分の1の軽減がなくなることから、単純に言えば、土地の固定資産税が6倍に跳ね上がる。そういうこともございまして、なかなか解体に至らないという方々も結構おられます。そういう方にも、私ども管理不全の空き家の通知を出す際には、その辺のことも、なるけれども何とかきちんと対応していただきたいというような通知で今のところ対応している状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 6倍というのは相当大きいですね。固定資産税の評価というのは、そういった特別の税制というのですか、そういった優遇というのですか、うちの町もやっぱり線路から下側が結構古いのが多いですし、昔から住んでいる方も多いで、結構大変かなと思います。そういったところへの優遇みたいなところは、町としてできないものですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） もう一度申し上げますと、特例の話なのですが、あれは6分の1に減額されているという、国の制度でやっていることなのですね。それで、それがあるので、実は変な話、私もちょっとそういうものを抱えておりまして、そろそろ壊そうかなと思いつながら、今言われたとおりのようなことが、うちの町の多くの方で空き家を持っている方は同じようなことで悩まれているのではないかなと思っています。

それで、それに対する対策はできないかということかもしれませんが、そうすると、課税されているものに対して緩和しなければいけないというのがかなり大きな話になりますので、それはさすがに、この場で検討という言葉では出てこないのですが、もう少し現況調査をさせていただければと思います。

先ほど経済部次長が申し上げましたとおり、この件につきましては、来年度でもよければ調査をもう一度したいなと思っています。それで、議員がおっしゃってありました住宅をお持ちの方も含めてというお話は、さすがに厳しいのですが、我々としては、しっかりとした情報提供してみたいと思っています。それは、例えば今私はここに住んでいるのだけでも、あと5年後にはもうここにいなくなるから、それに際してはどうしたらいいのだろうとなると、住宅メーカーでも、住みながら一回売ってしまつて、それを自分は家賃を払つて5年ぐらいいれますよというようなものもございますし、そういうようなことを高齢者の方で知らない方もいらっしゃると思いますので、そういうように全般的な施策については、きちつと対応させていただきたいと思いますし、もう1点だけ、スマイル中古住宅というのを、うちで今年の4月から実施してまして、それは結構状況がよくて、結構申込みがあると聞いておりますので、それをしっかりともう少しPRして、駄目なものではなくて、なるべく使っていただくような、そういう施策もうちとしては取り組んでいこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 中古スマイル、制度自体もう少し分かりやすくご説明いただけますか、この場で。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） 洞爺湖町のスマイル中古住宅取得支援事業でございますが、こちらについては、本年度から始まつた事業でございます。本年度の実績としましては5件ございまして、当初の想定を上回るような反響がございます。概要といたしましては、補助対象者は町内在住者及び転入者が自ら居住するために町内において中古住宅を取得した方と

いうことになってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） いろいろな自治体で移住・定住、住んでもらおうとあっていろいろなことをやっていると思います。豊浦町でしたか、新築の家に100万円出すとかという話もありますね。本当にそうやって資金があるところはいいと思うのですけれども、ないうちらでは、やはり知恵を使ってやってもらうようなことをしなければいけませんし、何かそういった情報も早くもらって、あそこの若い人が家を探しているよということがあれば、そういった持ち家の方でお年寄りの方が、もう私はそろそろ引退して施設に入ろうかなと思っているとか、息子のところに行こうかなと思っているとかという情報があれば、そこはマッチングができるということだと思うのです。大変な事業かもしれませんが、そういった地道なところがうちの町の人口減にもつながるし、そういった住民の相談にも乗っているのだということでもいいかなと思います。

年を取ると、もう夫婦二人です。大体出ていますから子どもたち。よっぽど自分ところの持ちの仕事がないと、漁師やっていて後継ぐのだとか、農家やっているのだとかというのではないと、ほとんど行ってしまっているとなれば、どちらかが先に逝った場合ですよ、ご夫婦で、するとそういった考え方を持つし、持ち家の場合はどうしようかということであると思うのです。

そういったところにも、町はやはり相談に乗ってあげてもいいのかなと思います。そういう窓口を、次長も忙しいだろうけれども、何かそういったことも踏まえて、分かるようなアンケートの取り方。私出たくないわという方は当然出さなくて結構なのですけれども、何かしらそういったことが頭の片隅にある方は、アンケートに10年後に移しますと言っても、それはあくまでもアンケートで、決定事項でないことも明記してもらえば、その気持ちぐらいのところで把握しながら進んでいけるのかなと。

突然うちの町を離れてしまう、突然どこかへ行ってしまうとなると、問題かなと思いますので、この空き家対策、ぜひその辺のところを考えてもらいたいと思いますが、検討のほうをお願いできますか。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 将来的にどうする、持ち家をどうしたいのかというようなニーズの把握ということで、先ほど副町長のほうからもなかなか難しいのではないかなというような答弁もございました。ただ、町の施策を推進する上で、なかなかそういう数も将来的には必要なのかなとは思ってございます。ただ早急にすぐ手をつけるかどうかという件に関しましては、ちょっと検討させていただきたいというところで考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 空家対策について、町として今後の対応ということでこういったものがありますけれども、洞爺湖町空家対策、令和4年ですね、「空き家等の有効利用」と書いてあるのですよね。これは、町で何か使うとか、具体的な考え方はあるのか、ないのか。分からなければ結構ですけれども。

今後の対応の中に空き家バンクの登録やチャレンジショップ支援事業の活用を増やすための仕組みづくりを模索し、関係機関と連携しながら、管理不全な空き家等を抑制します。また、空き家等の有効利用や管理不全な空き家等の新たな発生の抑制を目的とした支援策を検討しますということで、この空き家等の有効利用というのはどのようなことを考えているのか、具体的に分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） 先ほどの答弁とも一部かぶるのですが、当町の施策といたしまして、空家対策につきましては、大きく3点ございます。

一つ目につきましては、先ほどから出ておりますチャレンジショップ支援事業でございます。こちらの実績といたしましては、平成23年度から始まった事業なのですが、本年度現時点で29件が活用されておりまして、主に洞爺湖温泉や洞爺地区の飲食店のほか、福祉関係の事業者やコワーキングスペースの開設にも活用されているので、空家対策としては効果的な事業と捉えております。

次に、空き家バンクなのですが、令和5年12月現在の登録件数については、建物、賃貸物件、売買物件、土地、売買物件を合わせて73件の登録がありますが、先ほど経済部次長のほうからも答弁があったとおり、今後は水道の休止している建物を重点的に調べていきまして、空き家バンクの登録を増やしていきたいと考えております。

三つ目につきましては、先ほど説明させていただきましたスマイル中古住宅取得事業なのですが、概要については割愛させていただきますが、先ほどの答弁に一部補足させていただくと、こちら補助につきましては、取得費の補助で、住宅及び土地の取得に要した費用に100分の10を乗じた額としまして、上限を30万円補助するという内容でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 有効利用というのはいろいろあるかなと思うのですが、ウトウラノありますよね。あれは、国の2億円ですか、アイヌの交付金で造ったウトウラノであります。あそこにも自治会があったのですが、なかなか使い勝手が悪いということで、以前から町長や幹部の方も聞いておられるかもしれませんが、なかなか使い切っていないという感があります。でもあの近くに空き家があるのですよね。あれを自治会で使うとかというのは有効利用にならないですか、その辺のところ。

うちの公共施設の管理計画を見ましても、3区の集会所、また7区の集会所というのはウトウラノの方向か、また3区はふれ合いセンターか、1区の、ありますね、あそこへ行くとか、いろいろ模索するのでしょうか、そういった格好の中で、これから会館、いろ

いろな問題があちこちであるかと思いますがけれども、そういったものが身近にあれば、利用させてくれれば、意外と活性化になって使いやすいのかなと。そんなことは考えられないものでしょうか、有効利用というのには。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 今の4区の自治会の例えの話かもしれませんが、集会所を別に空き家を有効活用したらいかかというご提案かと思います。

私ども、今まで申し上げさせていただいているとおり、人口が減少して公共施設のスリム化ということで、なるべく私どもは公共施設を健全に使っていただいて、利用頻度を高めていただくというのが最大の目標でございまして、そこにはやはり光熱費も絡んできますので、基本的に私どもは、今のある集会所を修繕しながらきちっと使っていただけるような方向を目指しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 前段が違ったのかもしれませんが、ウトウラノの場合。うちの自治会というのは、高齢化していますけれども、赤川集会所というのは勝手に入って、そこで集まって、いろいろなことをわっとやる。すぐ集まって、ぱっと出る。結構活動的な自治会だったのですが、ウトウラノに入るとなると、ピッ、ポッ、パでね、分からないと。担当来いやと呼んで、それでやっと開いたり、閉めたりと、本当に。国の建物で造ったせいか、満足に使い切れないです。

あれを今の予定でいくと、7区とか、赤川集会所も古くなるので、ウトウラノに入るとかという話もありますよね。3区の集会所も入るような、選択できるのかもしれませんが、そんな格好で、なかなかそういったことを踏まえれば使い切れないのではないのかなと、若い人もいないですから。うちら行って、ぱっと行って、今回こうだ、ああだ。それが場所を取って、電話して、こうの、ああのと、そうなると、やっぱり使い勝手悪い。

こういったときは、こういった手頃な空き家があるのであれば、活動もしやすいし、うちら老人クラブもなくなってしまいましたけれども、でも本当にそんな感じであったと思うのですよ。ですから、ウトウラノがなかなか使い切っていないのが残念で、その辺のところをちょっと、こういった意見があるということでお耳に入りたいなと思うのですが、どうですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 私も承知していなかったものですから、まことに申し訳ないことかと思っております。

そういうところがあるとすれば、それは自治会の方と私どもでしっかり協議をさせていただいて改善できるように、こんなこと言ったらあれかもしれませんが、昼間から思い切りカラオケでもしていただけるような、そんな環境もいいかと思います。ただ、どうしても、先ほどの考え方が前提にございますので、その中で改善できるところはしっかりさせていただきますので、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） これから空き家の問題、今たまたま自治会の云々と言いましたけれども、有効利用と書いているものですから、町としての有効利用、ちょっとそういったこともあるのかなと思ったり、また多方面でいろいろまた使い方あるのかもしれませんが、本当に。ずっと残っていますから、そういったものの使い方を今後とも考えていただければいいかなと思います。

今回のことは、先ほどお話ししたとおり、身近でそういった方々がいる、実際空き家になっている、そういったところがあるものですから、10年後になったら本当にもっと多くなるでしょうし、その辺一つの大きな町の課題として捉えて、今からでもそういったことは踏まえてやってもらえれば、後のことが楽に、楽になるとは言わないけれども、今よりもだんだんよくなると。何もしないよりいいと思いますので、お願いをしたいと思います。

一つ目はこれでいいです。それでお願いをしたいと思います。

空き家の3番目、（3）洞爺湖温泉には、現在使用されていない危険をはらんだホテルなどがあると。観光地としてふさわしくない建物だと思うが対処はできないかということをお聞きしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 洞爺湖温泉には、長年使用されていない廃ホテルが2件ほどございます。これらの建物は、老朽化も進みまして、壁などに亀裂が入るなど危険が生じる可能性もございます。温泉観光地として、このような建物があるというのはふさわしくないものと認識しております。

上川管内に二つの温泉郷がありますが、こちらが国の補助金を活用しまして廃ホテルの解体と跡地整備を実施するというような報道もお聞きしておりますけれども、どちらも、これは国有地であるということから、解体後の跡地整備や利活用がしやすい環境でございますが、洞爺湖温泉におきましては、2件とも民有地でございます。仮に国の補助金を活用できたとしましても、最大でも2分の1の補助ということで、また立地や面積等から見ても解体費用だけで十数億円、さらに古い建物であるということから、アスベストの調査費用のほか、解体後の整備費用を含めると多額の費用となることから、町といたしましては、現実的ではないものと認識しているところでございます。

そのようなことから、対処の方法としましては、建物に危険な状況が見受けられた場合には、所有者に対して建物の改善要求を通知していくということが現状として対応できる策かなと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 大型ホテルが二つあるかなと思います。聞くところによると、一つは中国らしいのですが、これはちゃんと税金は払われているのですか、建っているものに。一

つ確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民税務課長。

○住民税務課長（後藤和郎君） 税金の納付状況だと認識してございます。

洞爺湖温泉の2施設、ホテルでございますけれども、先ほど議員おっしゃられたとおり、一つは町外の本州の資本の法人のほうに、またもう一つの施設については札幌のほうの居住者の方にそれぞれ所有権が移ってございまして、現在は納付がきちんとされている状況でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 納付がされているということは、力があるということなのだろうと思いますし、そういった大きな、これは今回、議会で、相手方は言えないですね。相手方は別に問題ないですか、言っても。では、いいです。後からで。

どちらにしましても、危険をはらんでいるというか、湖水側のあるホテルなんかは、玄関の窓が割れたり、壁がちょっとこうなっていたりと、町長なんかはよく分かっているかと思いますが、あれはやはり観光地としてふさわしくないし、見栄えも悪いし、洞爺湖町としての立場としても、あれは見えないようにするか、それとも何か直すか、その辺のところはやってもらっていいのではないですか、と思うのですが。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご指摘いただきましたホテルの管理不全の状態の部分でございすけれども、先ほど来、申し上げますとおり、所有者がしっかり把握できている状況でございしますので、先ほど担当のほうからもお話がありまして、しっかり状況を把握した上で、改善に向けたお願いというのですかね、そういった取組をしてみたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） そのほかに、洞爺湖町であのホテルを改修して使う気があるのかないかもちょっと聞いておいてください。どうするのか、それも聞いておいてくれますか。現在の建物の補修もお願いしたいですけれども、先々のことも、どうしたいのかも、後からでも結構ですので聞いていただければと思います。

どちらにしましても、洞爺湖温泉は私たちの大事な観光地でございますし、皆さんに愛される観光地ということが必要だと思います。ホテルだけでなく、空き店舗も結構あつたりしますので、トータル的なことを考えながら、温泉の見える姿をもう一回みんなで考えていければいいかなと思いますので、お願いしたいなと思いますが、まず一番目ですけれども、トータル的に町長からお話をお聞きしたいと思いますけれども、現在のうちの町の空き家の状況を踏まえまして、これからますます増えるだろう空き家など、温泉のホテルのこともありましたけれども、若干ごちゃごちゃしますけれども、お話しできる範囲でお話しいただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました空き家問題でございますけれども、特に洞爺湖町に限らず、全国的な課題であると認識しているところでございます。少子高齢化による人口減少が加速していく中、空き家については今後ますます増加の傾向が続くと。先ほど来、千葉議員のほうからお話ありましたように、65歳以上の高齢者から後期高齢者、75歳以上ですね、どんどん増えていく中で、特にうちの町は高齢化率が43%弱というところできております。そういったところで、持ち家の処分、あるいは利活用等、大変大きな課題だと思っているところでございます。

町といたしましても、これまで空き家バンクを活用した物件の紹介を行っているほか、今年度から、先ほど担当課のほうからも説明ありましたけれども、スマイル中古住宅取得支援事業を創設し、空き家を活用した移住・定住促進対策を実施しているところでございます。また、本年10月には機構改革により政策推進課を新設して、移住・定住に関する業務を移管の上、空き家の利活用にも力を入れているところでございます。

また、先ほど述べました空き家バンク、スマイル中古住宅支援事業のほか、住宅リフォーム事業やチャレンジショップ支援事業など、様々な対策を行っておりますが、移住したくてもなかなか住むところが見つからないというのは、町の中でよく聞くところでございます。空き家をお持ちの方には、空き家を手放したいという方や、できれば貸したいという方々もおられることから、様々な広告媒体等を活用して、こうした方々の掘り起こしもしてまいりたいと考えております。

また、空き家物件を職員が定期的に現地調査するといった形のご提案かと思っておりますので、眠っている空き家の情報を収集して、それらの情報を効率よく提供できるように、水道云々の切り口からだけではなくて、やはり目視しながら、あるいは自治会の、たしか平成27年の私が自治会長のときは、温泉2区は私が目視して、担当職員と一緒に1軒1軒、らしいところを回った記憶がございますので、また自治会にもお願い申し上げながら、空き家の情報をしっかりとデータベースとして取って、それを利活用していくような形で考えていきたいと思っております。

また、洞爺湖温泉のホテルについてでございますが、弟子屈ですとか上川の場合は、たまたま国有地だったということで、それを使って、弟子屈の徳永町長なんかもそういった利活用をしながらしていったというところがありますが、洞爺湖温泉におきましては、そういったものとは若干違うので、民間の二つについては固定資産税もきちっとお支払いいただいているという状況もございますし、相手先が分かっておりますので、先ほど議員おっしゃったように、これからどうするのだといったところは、私のほうも、札幌と道外ですけれども、担当が行くのかどうかあれですが、一度まちづくりに関して直接お話をして、廃ホテルの所有者と粘り強く交渉して方向性を見出していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） ホテルも壊したら、また先ほどの固定資産ではないですけども、

建っているほうが安いのだとなるのかなと思います。どちらにしましても、町長言われたような話で進めていただければ、前に進んでもらえばいいなと思います。

2 番目でございますが、道の駅の運営についてということでございます。

この件名を出して、担当の課と話しました。道の駅は、他団体というか、町の出先でもありませんし、町のあれでもないので、細かいところはなかなかお話しできない旨のお話をいただいたところでもあります。ただ、今の車社会の中で、道の駅というのは町の顔。みんな車で出かけて、どこへ行こうかと。また、道を知らない私どもは、やはり道の駅に寄って、あそこで、こんなもの売っているのだなと、こんな魚売っているのだなと。そうしたらその町の何だろう、産業ですとか人柄もかな、いろいろな写真がありますけれども、そんなものを推しはかれる道の駅が最近多いと思います。そんな格好で、町も施設を貸しているわけですから、その辺のところも厳しいような話も聞くものですから、ちょっと今回お聞きしたいと思って、質問をさせていただいたということでございます。

当町では、虻田地区には「あふた」、洞爺地区には「とうや湖」の道の駅があります。運営面ではどうなのかからお聞きしたいと思います。言える範囲で、どうぞお願いします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

当町には、「あふた」と「とうや湖」と二つの道の駅がございますが、「あふた」につきましては、売上げと入込数でお答えさせていただきますと、令和4年度で1億1,385万5,000円の売上げがございまして、入込数、これはレジを通った客のカウントになりますが、入込数につきましては10万6,387人。また、道の駅「とうや湖」につきましては、売上げは同じく令和4年度で7,325万円、入込数は10万3,096名というような状況になってございます。

令和4年度におきましては、コロナによる行動制限が徐々に緩和された時期もございまして、前年と比較して売上げが平均で1.3%ほどの伸びを見せてございます。また、決算状況につきましては、物価の高騰や人件費の上昇など、経費面で大幅な増加が見られましたが、売上げに回復傾向が見られましたことから、両道の駅とも黒字決算という報告を受けてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3 番（千葉 薫君） 黒字決算ですか。それは何よりだなと思います。

どちらにしても、10万人を超しながら、洞爺地区は7,300万円といいことで、4,000万円弱ですか低いように売上げがあります。その辺のところから、また工夫してと思いますが、「あふた」には以前、何年前かな、経済常任委員会か何かでお邪魔したことがございます。そこでいろいろな話を聞きながら、施設の狭さとか、いろいろな話があったのですが、そういった現況の中での施設の状況及び今後に向けての課題というようなことで質問用紙に書かせてもらいましたけれども、その辺のところはどのように捉えているのかお教え願いたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、道の駅「あぶた」につきましては、建築から約20年が経過しまして、老朽化が著しいことから、建替えの要望が出されているような状況であります。用地の問題等もあり、なかなか建替えが難しい状況であると認識しております。

また、道の駅「とうや湖」につきましては、過去に食堂スペースの増築をやった経緯があるのですが、さらなる増築の要望を出されているところでございますが、現在、食堂部門の人員不足によりまして、増築しても対応できないという状況もございまして、現在、要望は取下げられているという状況でございます。

また、課題につきましては、両道の駅に係る共通的な課題といたしまして、人員不足と出品者の減少が上げられている状況です。人員不足につきましては、新たに人を雇い入れてインターネット販売事業に取り組むたいが、物価高騰や人件費の上昇などで経費面で大幅な増加によりまして資金に余裕がないため、インターネット販売事業に取り組むことが難しいということも聞いてございます。

こうしたことから、地域おこし協力隊を活用することで、これらの課題を解決することができないか現在検討しているところでございまして、洞爺湖町道の駅につきましては、洞爺湖町の特産品のPR、また両道の駅の売上げ増加につなげることができるのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 道の駅は、2番目にも絡みますけれども、人員不足というようなことがあって、ちょっと聞きますと、なかなか定まって働いていただけないというような話もありますし、大変不規則で厳しいお仕事にもなるのかなと思いますけれども、この辺のところの、ここは会社の内部事情の話になるかもしれませんが、取りあえず、うちの町としてはその辺のところは指導、指導までいかないのかな、関わっていかなければいけないのではないかなと思うのです、私は。

そんなことで、2番目の質問を書かせてもらったのですが、働く方の待遇、またそういう、ブラックではないでしょうけれども、その辺のところの環境はどのように町としては捉えているのか。お願いします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 道の駅につきましては、企業組合がやっていることでございまして、他の民間事業者と同様に、町のほうとしてはそういったことにコメントできる立場ではないということをご理解いただきたいのですが、各道の駅の雇用状況については、我々も押さえていますのでご報告させていただきますが、まず、道の駅「あぶた」につきましては、給料はパート職員につきましては最低賃金を確保、正社員につきましては平均で約15万円のほか業績に応じまして賞与が支給されている状況でございます。就業時間は午前8時か

ら18時30分の間の8時間程度で、休日は4週8休、雇用保険、厚生年金などの社会保険完備となっている状況でございます。

また、道の駅「とうや湖」につきましては、給料はパートにつきましては最低賃金を確保、正社員については約22万円、就業時間は午前8時30分から午後5時30分までの間の8時間で、休日につきましては4週8休、健康保険、厚生年金などの社会保険は完備となっている状況です。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 大変失礼しました。しっかりと企業組合のほうで維持されているのかなと思います。給料の差はあるかもしれませんが、それなりにきちんとやっているのかなと思います。

今後、道の駅は、ちょっと聞いたところでは、厳しさは変わらないというような話もあったのですが、今後の道の駅について町としてどのように捉えられるか、教えていただけますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今後の道の駅の運営等に係る支援等も含めてということではよろしいでしょうか。これまで「あぶた」、「とうや湖」の両方の道の駅の様々な要望がございました。先ほど議員おっしゃったように経済常任委員会、私もそのとき経済常任委員会で一緒に、3年前ですかね、行かせていただきました。

具体的には、道の駅「あぶた」については、トイレの一部改修をはじめ、冷暖房機器の改修、食堂スペースの増築、駐車場の一部改修、また「とうや湖」のほうにつきましては、駐車場の拡張、食堂スペースの拡張など、今まで実施してきたところでございます。また、家賃についても、生産者自らの運営に関わっている企業組合という形式を取っておりますので、毎年、年間30万円としているところでございます。

そもそも全国において道の駅というのは、1993年ですから、30年前に現国土交通省が最初にこのシステムを使って103か所で始まったところです。直近のデータを見ますと、8月の段階で全国に1,209か所がございまして。当初道の駅というのは、休憩機能、情報発信機能、そしてまた地域の連帯機能という三つの要素の中で道の駅が発足したところでございますけれども、実際には、そういった三つの機能というよりはロードサイド、洞爺湖町であれば37号とかという形になって、その中で地域の商品を販売したり観光拠点にしたり、地域活性化効果を狙っての施設であって、大事なことは消費者がわざわざ行きたいと思えるような運営にするかどうかにか成否、黒になるか赤になるかというのはかかってくるかと思うのですが。

また、昔はトイレ休憩などでもできる貴重な場所ということで道の駅は使われていたところではございますけれども、今はご案内のとおり、例えばコンビニエンスストアでも自由にトイレも使えますし、また、例えばうちの町の名産である「わかさいも」なんかも、コンビニで売っているという状況でございますので、そういった点で、非常に道の駅とコンビニ自体

も競合化してきているという形もあります。

そういった面で、最初、自治体が関与して税金で建てた施設が、失敗してしまったら、結局地域の重荷にもなってしまう状況もありますし、実際、道の駅の大家は自治体、私が充て職で町長が駅長という立ち位置でおりますけれども、実際の事業主、事業主体というのは企業組合がしているところでございます。

こういった点でいくと、なかなか常任委員会のときもそうだったと思うのですが、私も今、駅長の立場でいろいろな意見を聞いているときに、行政の依存ですとか、いわゆる無駄な行政の頑張りとかということもあって、そういった面でいくと、そういった危険性もありますので、「あふた」、「とうや湖」の道の駅とは、今後より一層連携しながら情報共有していきたいと思っておりますけれども、町の特産PRには大きく貢献していることは承知しておりますので、事業主体の各企業組合にできれば専従の職員を育てていただきながら、時代に合った経営をしていただきたいと思いますし、洞爺湖町といたしましても、今後、道の駅と協議しながら、町としてできるところをもう一度確認しながら支援してまいりたいと思います。

先ほど来、冒頭でお話ししました要望については、何とか予算の中で対応させていただいております。伊達市と比較すると、どうしてもスケールの小さいですけれども、小粒ですけれども、きらりと光るような道に駅に向けて協議して一生懸命連携してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 道の駅が二つありまして、野菜を売ったり、加工品を売ったりと似たようなものを売っていると。でも、出店者数が減っているというような話もあります。そのほかにもうちの町には水の駅があると。みんなやっぱりそれぞれ頑張っているのだけれども、全部また町が応援していると。それぞれ要望があれば、それぞれ応援していると。何か合意ができないのかなと、上から見ると思ってしまうのですが、なかなか難しい問題かもしれませんが、やっぱり地場のものを外へ発信するというのは、数多いけれども大変なところも出てくるのだろうというような感じもするのです。

その辺のところも、これから町としても施設を大きくする、増築する、食堂が少し人も増えたり地域おこし協力隊も2人も入ってきたら、これは手が回るから大きくしようなんてなると、どっちにしても、こんな話を聞いても町ですぐ対応できないと。まずお金がないということだろうと思いますので、優先順位も、今回、一般質問の中でもクーラーの話も出ましたし、給食費も出ましたし、いろいろな話で予算が絡んでくる問題が出てくるので大変だろうと思いますけれども、道の駅もお金がかかる問題ですから、三つある地場のものを売って外へ発信している。同じような格好でイベントもやったりしていますよね。その辺の三つの中でうまくやり合うような、将来的には一つのものになって動かすような、何かできないのですかね。最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからご提案という形かと思いますが、水の駅自体はNPOで観光でやっているところですし、「あぶた」も「とうや湖」も企業組合ということで三つの団体になっていますが、今ご指摘のとおり、例えば農家の方が三つのところを行ったりしている形もありますし、漁師もそういったところもあると、加工会社もありますので、できればそういった方向性の中で、あとマルシェもございますし、業態としては四つ実はくりとしてはあると思うのですよね、経営母体は全然違いますけれども。

その中で、無駄なところは省いて、一つのワンストップの中でできるとか、そういったことも今後は必要になってくると思いますので、それは今、各企業組合のトップがおりますので、その三つの、あるいは四つの団体等も、今、議員からご指摘ございましたので、そういった大きな面での将来的な5年、10年先を考えたところの業界編成といったら変ですけども、効率よく、おのおの個では動いていても経費が重複しているところは経費削減できないとか、そういったことも今後研究させていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） とんでもない話をしたかと思いますが、何でもやっぱりとんでもない話が今まともになるようなこともいっぱいあると思います。決算委員会かな、タクシーがないとき、自動のあれをどこかの企業と組んでやれないとか、飛ばせないとか、そんなことできもしないかもしれないけれども、そこから話し始めたら、もうやっているところもありますからね。そういった車でも。ですから、そんなことも考えながら、ぜひ執行部の方々には知恵を使っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大西 智君） これで、3番、千葉議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を午後3時といたします。

（午後 2時51分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時00分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、10番、石川諭議員の質問を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 10番、石川諭でございます。

本日は、太陽光発電の安全性についてとふるさと納税の拡大についての2件を質問させていただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1番、太陽光発電の安全性についてということでございます。洞爺湖町における太陽光発電施設はどれくらいあるのか、何か所か伺う。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、当町独自で把握しております太陽光発電施設はございませんが、経済産業省では、再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法第9条第6項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について公表することとしてございまして、その公表結果で当町に設置している太陽光発電施設を把握しているところでございます。

この公表結果によりますと、太陽光発電施設の箇所数につきましては、大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーになりますが、これを設置しているのは、民間事業者3社、また、低圧の太陽光発電施設を設置しているのは、民間事業者、個人設置者合わせて11件となっておりまして、合計で14件の民間事業者、個人が太陽光発電施設を設置していることとなっております。

このほかには、各家庭で設置されております10キロワット未満の太陽光発電施設については、現状で把握することができないというような状況になってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

そこで、合計14か所ということなのですが、これを地区別に、虻田地区とか温泉地区とか洞爺とか月浦とか、そういう地区別では分かりますでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） すみません。町全体で把握しておりまして、地区別ではちょっと把握していないのですが、一覧表を見る限りでは、洞爺地区では4件、月浦地区が1件、残る9件につきましては虻田地区というような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

一応14件あるのですが、これは登録されているものということで把握してよろしいのでしょうか。登録するのは、洞爺湖町に登録するのか、あるいは道に届けるのか、ちょっとその辺からないので教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 先ほどの答弁と重複しますが、当町独自で把握しているものはございません。

先ほどの14件につきましては、経済産業省での把握となっておりまして、特別措置法に基づき、発電計画の認定情報について公表することとしてございまして、その公表結果で把握しているというような状況になってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

はっきりよく分からなかったのですが、50キロワット以下というのはどれくらいあるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 14件のうち、三つがメガソーラーとなっていてございまして、低圧のものについては11件ということになってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

4番です、既存の太陽光発電施設には、建築基準法は適用されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 洞爺湖町内にある既存の太陽光発電施設については、建築基準法が適用される施設はございません。建築基準法に適用される太陽光発電施設につきましては、一定の規模を要する監視塔などの附属施設やパネル、架台の下空間を屋内的用途に供する施設である場合、建築確認申請が必要となる場合がございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは、建築基準法に適用されているのではないということなのですが、洞爺湖町において、太陽光発電施設の管理体制はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、太陽光発電の管理につきましては、町では、太陽光発電施設の維持管理に関する規則、あるいはガイドライン等は作成しておりませんが、設置者につきましては、資源エネルギー庁が策定しております事業計画策定ガイドラインによりますと、事業計画段階において、保守点検、維持管理計画を作成することとなっております。

このことから、ご質問の管理体制につきましては、各設置者の責任の下、適正に管理され、今後も同様に維持管理されていくものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 今のお答えであれば、洞爺湖町には責任はなくて、施設を造った会社が全部責任を持つということだと思うのですが、施設を造った会社との連絡は取れるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（大西 智君） 会社ですか。

仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 一番最初のご質問において、経済産業省で公表されている事業所につきましては、連絡先等がきちんと公表されてございますので、それに基づいて連絡することは可能となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） それでは、経済産業省で発表されているものであれば、一覧表で分かるということなのですけれども、なぜそういうことを伺うのかというと、台風や強風で飛んでしまった場合、真っ先に苦情や通報が入るのは役場だと考えられるのです。あちこちできているソーラーパネル施設等には連絡先など書いていないのですけれども、そういった場合どのようにするのかという、まず町に対して一番最初に苦情が来るので、その後、町はどのように対応するのかお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、自然災害によりまして太陽光パネルが敷地外に出てしまうことや施設が水没してしまうことなど住民に危険が及ぶことが想定されます。議員ご指摘のとおり、太陽光パネルは光を受けることで発電するため、太陽光パネルに触れただけでも感電する危険性がございまして、水害などの場合にはその危険性が高まることも想定されます。太陽光発電施設に被害が発生した場合には、設置者に連絡をしまして、安全対策を講じさせることとなりますが、災害の初期段階になりますけれども、消防と町が連携しまして、隔離措置などの初動対応を行う必要があると認識してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 水害とか火災等が発生した場合、感電するおそれがあるということがありますので、例では、火災が起きた場合、水をかけると感電するので化学消火剤を使った事例があったということを聞いていますので、消防とも連絡を取ったほうがよいと今お答えいただいたので、そのようにしていただければ危険性がなくて十分対応できるのかなとは思っています。

それで、7番です、太陽光発電施設に洞爺湖町内でも土砂災害が起きる可能性はないのかということで、例えば熱海で起きた土砂災害のようなものが考えられるので、洞爺湖町において土砂災害が起きる可能性はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、太陽光発電施設につきましては、盛土や切土ののり面だけではなくて、自然傾斜地への設置が可能なものと認識してございますけれども、地表の大部分が覆われ、その下で植生が失われたり、雨水が多

く枯れなどしまして、地表が浸食や風化されることも当然想定されることと思います。急傾斜地であれば地盤の強化、排水対策やのり面の保護など、様々な対策が必要かと思いますが、現在、洞爺湖町内におきまして、このような危険性のある状況の太陽光発電はないと認識してございまして、災害のリスクは低いと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 現在、私も見る限り、斜面に造っているようなパネルはないので安心かなと思うのですが、今後、大規模な太陽光発電ができるかもしれないので、そのようなときの規制はあるのか。なければつくっておいたほうがよいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございしますが、私のほうからは前段の部分の森林を伐採して大規模な太陽光パネルを設置することについて答弁させていただきます。

現在、町では、地球温暖化対策実行計画区域施策編及び再生可能エネルギー導入目標を今年度と来年度の2か年で計画策定に向け事務を進めているところでございます。

町では2050年ゼロカーボンの実現を目指していくこととしてございますが、ゼロカーボンにつきましては、温室効果ガスの排出量から森林などの吸収量などを差し引いて、実質ゼロにすることであり、温室効果ガス、主に二酸化炭素になりますが、これを可能な限り削減していきながら、植栽などで二酸化炭素を吸収する量を増やしていくことを同時に進めなければならないと考えてございます。

また、町ではこれまで洞爺湖有珠山ジオパークや入江・高砂貝塚など、世界に誇る優れた自然環境を有しておりまして、これら町の宝を次世代に引き継ぐことができるよう、自然環境及び環境の保全を進めるとともに、北海道洞爺湖サミット開催地といたしまして、環境問題も配慮したまちづくりを進めてきたところです。

こうしたことから、町といたしましては、大規模な伐採をして太陽光パネルを設置するという考えはないということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 私のほうからは、林地の開発の規制についてご紹介をさせていただきます。

森林の機能を阻害しない林地の開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林で1万平米を超える伐採を伴う開発行為につきましては、都道府県知事の許可が必要となります。許可に当たりましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の四つの要件を満たすことが必要でございます。防災施設の設置等の措置が講じられることが許可基準となっております。

令和5年4月からは、議員おっしゃいます太陽光発電施設の目的として、土地の形質の変

更を行う場合は、5,000平米を超えるものについて許可の対象と追加されました。また、許可を受ける者に対しましては、防災措置を行うために必要な資力・信用・能力を有することを証する書類を添付することが義務づけられるなど、規制を強化する状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 1万平方メートルから5,000平方メートルに規模を小さくして、被害を少なくするということが言われているわけですが、洞爺湖町は観光地なので太陽光パネルに関しての景観条例はどのようになっているか伺います。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） 太陽光発電施設につきましては、洞爺湖町景観条例第6条に定めてございます。洞爺湖町景観計画の中で届出対象行為及び景観形成基準を設定してございます。JR線路より山側で、入江貝塚と高砂貝塚周辺区域でございます。入江・高砂貝塚景観形成重点区域Ⅰの区域内におきましては、事業敷地300平方メートルを超えるものが届出対象行為でございます。その他の区域内では、高さが5メートルを超えるもの、または事業敷地2,000平方メートルを超える施設が届出対象行為でございます。また、景観形成基準におきましても、工作物の位置・配置、規模、形態意匠、色彩、素材、敷地の外構について周辺との調和など、細かい定めがございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 観光地なので、私が危惧するのは、景観条例というか、太陽光パネルがあちこちにできて、洞爺湖町の見栄えが悪いなということがないようにしていただきたいなと思っております。

そこで、景観条例ということを知ったのですけれども、今後、先ほど申し上げましたように、大規模な太陽光発電をした場合、それを止めるような手段というか、そういうことがあるのかどうか、できるのかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 太陽光発電、今後大規模な部分に対して止めることができるのかということでございますが、基本的に事業者が計画したもので国の補助等を受けて施工されるものにつきましては、町として止められるようなものではないということで認識しているところでございますけれども、先ほど来、担当課長も申しました、うちのほうで設けています環境条例に基づいた環境計画に基づいたものに反したものが造られるということであれば、町としても協議段階において、何とか基準に見合うようなものにしていただきたいということで当然申入れのほうはしていきたいと思っておりますし、もしそうならない場合においても、景観審議会等を活用した中で、ご意見を伺った上で、指導・助言・勧告等を、最終的には命令等もあるのですけれども、その辺を活用した中で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） それでは、規則にのっとって、なるべく洞爺湖町の景観を損なわないような太陽光パネル、今太陽光パネルは必要だと言っておりますけれども、いろいろな問題がありまして、なるべく洞爺湖町では大規模なパネルを設置しないようにお願いしたいなというのが私の考えでございます。

以上で、私の1番の太陽光パネルについての質問を終わります。

それでは、ふるさと納税の拡大についてということで質問させていただきます。

先月11月18日、東京新宿で、東京あぶた・とうや湖会があつたのですけれども、そのときに町長が出席されたということをお聞きいたしまして、その前に、私の友達が東京にいらして、11月13日頃だったと思うのですけれども、昼間3時過ぎに、今飲み会をやっているのだということで電話がかかってきまして、11月18日に町長においでいただいて新宿で会合をやる。月浦ワインを10本ほどお届けいただいて、そういう予定で同級生が話しておりました。

その中で頼まれたのが、私は70歳過ぎているのですけれども、同級生なのでみんな同じなのですが、その同級生が言うのは、我々が一番年下で若いのだと。若い人が東京にいても入ってこないのだということで、このままではあぶた・とうや湖会の会員がじり貧となってしまうという危機があるので、何とかしてほしいという依頼を受けまして、質問することにしたのですけれども。

電話では、「11月18日に来るのだけれども、おまえ来ないのか」と言われたのですけれども、「急に言われても私は行けないよ」ということで、「来年ならどうか」と。来年またコロナが収まっていれば、来年またやるのでないだろうかという話があつて、「来年あるのであれば私が行くから」と。「おまえが来るなら全員出席して迎えて、あぶた・とうや湖会を楽しく盛り上げよう」という話をしていたのですけれども。

そこで、先ほどもお話ししたとおり、じり貧となつて、このままではあぶた・とうや湖会がなくなってしまうという切なる思いがありまして、何とかあぶた・とうや湖会の会員を増やす方策はないのかということで、役場のほうにお願いして聞いてみるという形で、今回質問する形になりました。

そこで、何とか会員を増やす方策はないのかということで、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） その前に、石川論議員が行くからということで、議員の立場で言われているのですけれども、まだ議会としては誰が行くかということはまだ決まっていないので、議員としての立場での、ちょっとこれ勘違いなのかもしれないのですけれども。

○10番（石川 諭君） 私、言うのを忘れました。それはですね、議会としていくのではなくて、私は個人で行くつもりでありますので、自費で行くということをお話しして、議会で行くという話ではございませんので、ちょっとつけ忘れたので、申し訳ございません。

そこで、会員を増やす方策はないかということを改めてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、まず、東京あぶ

た・とうや湖会につきましては、議員もご承知かと思えますけれども、昭和51年に遠く離れてふるさとを思い、当時の虻田町の出身者で設立された歴史のある会でございます、現在140名の方が会員となられていると当方把握しております。

ご質問の会員数を増やすことにつきましては、年に一度の集い場合の参加者が令和5年度につきましては総勢42名の方が参加していると伺っておりますことから、1人でも多くの方に参加していただけるよう、町といたしましても支援する必要があると考えているところでございまして、町のホームページの活用や現在会員となられている方からの声かけを含めまして、会員数の増に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 昔であれば、中学校とかそちらのほうにいて会員名簿をいただいて連絡を取れたのですがけれども、今、個人情報がありまして、名簿を出してくれということは難しいので、なかなか連絡というのは難しいのではないかなと思うのですがけれども。

そこで考えられるのは、広報とかに載せたり、知り合いとかなんかは、東京近郊にいらっしゃる方に参加してくれるようにという声かけを地道にするしかないのかなと思うのですがけれども。

そこで、二つ目です、東京近郊に存在している親族や家族にもっとアピールできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ふるさと納税につきましては、故郷への恩返しという人々の故郷への思いからつくられた制度と言われております。

総務省のホームページでは、「ふるさと納税で地方創生、ふるさと納税で地方を元気に」というタイトルで、次のような理念が示されております。

「地方で生まれ育ち都会に出た方には、誰でもふるさとに恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました」と総務省のホームページに記載されております。

したがって、人とのつながりを大切にすることの重要性の認識や故郷を思う気持ちの醸成がとても重要となりまして、結果的にふるさと納税の拡大につながると考えます。

それらを踏まえまして、ご質問の親族や家庭へのアピールにつきましては、議員ご指摘のとおり、個人情報保護法で個人情報の目的外使用について禁止されておりますが、可能な範囲で行政として実施できることについて進めてまいりたいと考えてございます。

具体的には3点ございまして、転出手続をされている方へのパンフレットの配布、東京あぶた・とうや湖会でのパンフレットの配布、成人式でのパンフレット配布を実施したいと考えてございます。

また、洞爺湖町ふるさと応援団では、現在674名の登録があり、登録者は町外の方々なので、定期的に配信しておりますメールマガジンにおきまして、ふるさと納税についてもPRしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

本当にふるさと納税というのは、ふるさとを思う心というところが一番ありまして、ふるさとを思う心を喚起するのはどうしたらいいのかということ、具体的にはどうのこうのというふうに文章では書いたりなんかできないのですけれども、やはり人と人とのつながりが大切であろうと思うのですね。

都会で同郷の人に会う喜びというのは、すぐふるさとを思い出されて懐かしく思い出すのですよ。この喜びが人と人とを結びつけて、例えば年が離れていても、同じ中学校や高校の卒業と聞くと親しみが湧いてきます。そこから「おまえどこへ行っているのだ」という人間との交流ができて、そこから仕事とか交流が深まっていき、各個人の発展や繁栄につながっていったらいい、やがては皆さんが繁栄して、そして会うたびにふるさとを思い出すということで、ふるさと納税の大切さというか、そこをどのように広げていくかというのは、それはなかなかないのですけれども、私はやっぱり思いの力だと思うのです。我々が思う力、それが遠く離れた人たちにつながっていくわけなのです。

地元に住んでいる人というのは、地元を離れたことはないで、都会に行った思いがないものですから、なかなか分からないかと思うのですけれども、私も個人的な話なのですが、東京に行きまして、東京で新聞配達、あるいは牛乳配達しながら大学に通ったのですが、そこで行ったときに、東京の目黒なのなのですが、そのアパートから環6を見まして、夜、ふるさとを思い出してぼろりと涙を流したといったことも思い出します。やっぱりふるさとというのは、離れていないとなかなか分からないのです。

「ふるさとは遠きにありて思うもの」という室生犀星さんのものがありますが、やっぱり離れていないとなかなか難しいということで、そこをどのようにかき立てるかということが難しいのでしょうけれども、やはりふるさとを思う我々がふるさと納税につなげるために、ふるさとを思うといった強い思いを広げていけば、必ず人は増えていくと考えますので、形には見えませんが、そのような努力を続けていきたいなと、私自身もそうしていきたいと思っておりますし、皆さんにもお願いしたいなと思っております。

そこで、町長が行ってこられたのです。町長一言何かお願いできれば、よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、東京あぶた・とうや湖会、石川議員のほうからございました。行政報告でも、大西議長と私とで行って、4年ぶりの開催ということで、ふるさとの話で盛り上がったところでございます。特に、関東在住の皆さんが中学校、高校以来40年ぶりとか、

50年ぶりということで、七十何歳ですか、恐らく議員の同級生が固まったのかなとは思いますが、でも、6人か7人で来て、女性の方も30年ぶり、40年ぶりにお会いしたということで大変盛り上がり、その後、LINEでも交流するということで、私のほうにもお礼の連絡が来たところでございます。

私も6年前に副議長のときに一度行って、またさらに昭和57年か58年に東京の大学に行っていたときに、当時の虻田町の岡村町長から3回か4回、来いと言われて1回だけ行った覚えがございます。そういった面では、もっと参加しておけばよかったなと、今まさしく議員おっしゃったとおりでございます。

実は僕、答弁書にこういうふうにしたのですね。「「ふるさととは遠きにありて思うもの」室生犀星の言葉でありませんが、地方で生まれ育ち都会で頑張っている先輩、後輩の皆さんと私たちがつながることは人生を豊にするのではないかと感じた」ということで、まさしく今、ご質問の中と一緒にかぶるところがございます。

皆さんもいろいろ機会があろうかと思しますので、ぜひそういった中で、議員からご指摘ございましたように、故郷を思う気持ちというのを醸成して、必ずしもふるさと納税云々ではなくて、私たちはつながっていくということで、つながることによって人生を豊にするという形もございますので、議員ご指摘のとおり、課長からも先ほどありましたように、ふるさと洞爺湖会をできるだけ知らしめていくような形も、個人情報のこともありますが、今後とも私どももいろいろ進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 町長ありがとうございます。

まさしく、人と人とのつながりは思いなのですね。ですから、優しく付き合っ、厳しいところもあるのでしょうけれども、人と人とのつながりというのを大切にして、洞爺湖町を皆さんで盛り上げていければありがたいなと思いますので、私もそのように努力いたしますので、今後とも皆さん頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、10番、石川諭議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を3時50分いたします。

（午後 3時36分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時50分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、11番、板垣議員の質問を許します。

11番、板垣議員。

○ 1 1 番（板垣正人君） 11番、板垣でございます。

今日、5人目の一般質問ということで、理事者方も相当疲れていると思います。ただ、今日すごく嬉しいというか、よかったというか、本来だったら4時半ぐらいの予定で私考えていて、30分ぐらいの一般質問かなと思っていたのですけれども、皆様のご協力をいただいて、何と今3時50分ということで、予定より40分時間が早く始まりました。その分やろうかなと思ったのですけれども、何しろ30分ぐらいで頭の中で整理してありますので、端的に質問したいと思いますので、また理事者側のほうも端端的な答弁と分かりやすいお話をいただければと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

まず、今回は3点について質問用紙を出しております。通告順に従って質問していきますが、まず最初に、物価高騰対策についてということで、2点目に熱中症対策について、3番目にふるさと納税についてということで、今回2番、3番、特に2番は私を含めて4人の議員のほうから質問出ていますし、言っても大体答えが分かっていますので、その辺も重ならないように質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、物価高騰対策についてということで、ここに質問要旨として、国が今回予定している住民税非課税世帯に交付予定（7万円）を年内に支給するべきと思うが、町の考えはということです。

私、今回、11月中頃に下道町長のところに公明党町議会として要望書も出しております。何とか今年の、そのときはまだ国は通っていなかったのですけれども、通ると、間違いのないということで、今から準備したらどうですかという話を町長のところに行って要望してきました。その結果、町としては少し動いているのかなと思いますけれども、通告書を出した28日の次の日ですか、担当の方とお話したときに、なかなか厳しいと。まだまだシステムができていないので、うちは西いぶり連合の関係でシステム改修がまだ進まない。そのとき聞いたのは2月だという話。「2月、何」と私は思わず言ったのですけれども、「そんな遅かったら大変です。国でもう決めているのに」という話から、システム改修を何とかしてほしいなという話もあったのですけれども、町としては改修したらすぐやりたいという話でした。

先日、西胆振の関係者から電話がありまして、すぐ予算つけてやりたいのだけれども、議会開けないので専決処分でやりたいというお話を聞きました。専決処分すれば、その後すぐ、それも「システム改修はどのくらいかかるの」と聞いたら、すぐできますみたいな話だったので、えっと思って。それだったら、だんだん年内に近づいてきたな、支給できるのも、と私勝手に思っていたのですけれども、その辺の町の考え方をまず一つと。

もう一つは、今回このことに対して、私のところにも、きつともって役場のほうにも、ここに議員が全部で12名いますけれども、その方にも恐らく「いつ出るのだろうね」というお電話なり、お話なりあると思うのですよね。これだけ国でいろいろなことを言われていたので、きつともって年内に出るのかなと思う人もいるだろうし、いつ出るのかなと。やっぱり7万円ですから大きいのですよね。本当に正月迎えるのに、物価高騰で高いところ大変だとか

と言っている最中ですからね。

だから、そういう中で間違いなく出るということが分かっている、いつ出るのかなというのがありました。そういう気持ちで今回の質問を出しているのですけれども、その辺の町の考え方というか、状況を聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 住民税非課税世帯の給付金につきましてのご質問でございます。今回、本議会のほうに補正予算をご提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

年内に給付というご質問でございますので、給付時期につきまして、町としても早期に対象者へ通知して給付を行っていききたいと、そのように考えているところでございますけれども、今、議員おっしゃられた対象世帯の抽出につきましては、西いぶり広域連合の共同電算の給付システムを活用しているというところでございます。そして国から示される制度要綱、そして実施要領に基づいてシステムを改修するという必要性があったところでございますけれども、12月初旬に給付に関する基準日というのが示されたところでございますが、先週末の時点においても、昨年の給付時に示されていた実施要領、またそれに附随する参考様式につきましては、今回実は示されていないという状況でございました。その段階において、システムが稼働していない中で、事務作業を進めていくとなりますと、まず対象者の抽出については相当時間がかかるということもございました。また、通知の誤記載、誤送付と、さらには給付に関する重複支給と、それらのリスクもシステムで管理していかなければ、そういうリスクも想定されるということもございまして、やはり給付システムの活用が必要であったと、そのように考えておりました。

また、対象者の抽出作業を経て通知の発送や返送後の確認作業、受取口座への振込手続など、事務作業に係る業務量を勘案しますと、それらの人員体制の確保も当然必要になってくるということでございましたことから、これらの状況もありまして、年内の給付につきましては大変に難しいということでご了承いただきたいと、そのように考えているところでございます。

そして、議員のほうから前回のシステムのお話がありましたけれども、前回の話では、1か月ほど出てからかかったということで、他市町のほうは新聞記事でも出ていましたけれども、2か月ぐらいという話がありましたけれども、先ほど議員がおっしゃられていたように、現状では改修システムの実施要領等は設けなくて、世帯を抽出するためのシステムにつきましては、早期に作るという話は聞いてございます。当然、うちも、共同電算を利用している管内市町村も、給付システムの改修を打診していたということでも話は聞いているところでございます。

それにつきまして、来週中をめどに給付システムが完了するよう改修を早期に進めていくという話は聞いてございますので、改修システムができましたら発送作業に取りかかりたいと、そのように考えてございますけれども、やはり年内の給付になりますと発送作業におき

まして、袋詰め、封入作業、そして確認書というもので対応していきますけれども、そのほかに入れる書類、返送用封筒とか、いろいろもろもろの事務手続がございまして、通知の発送については1月の第1週目を考えてございまして、最短で通知してから2週間前後の給付を考えているという予定でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今担当のほうからいろいろ説明がありました。

最初にお話を聞いたときよりシステム改修が早くなったということで、大分早くなったと思います。いろいろ聞いていくと、仕方ないのかなという部分も確かにありますし、その中でも人手が足りなかったら私たちも手伝ってやろうかなと思ったぐらい、「シール貼ったり、中に入れたり、できるよね」という話をしていたのだけれども、そのぐらいの気持ちでいます、私も。それでも早く本当に給付できればいいなと思っていますので、それでもミスがいっぱいあれば、また後で大変なことになるから、そういうことも考えないといけないと思いますけれども、今の予定だと、すぐ返答来る方で早い方だと大体1月中旬に給付されるということですね。そういうことで確認しておきたいと思います。

本来であれば年内が一番いいのだろうけれども、そういう中でうちの町としてのあれは1月中みたいな格好に、1月20日過ぎぐらいになるのかな、その頃から支給が始まるということで、日にちが分かれば分かるほど対象者は喜ぶと思いますので、その辺間違いないとやっていただきたいと思います。

このことばかりやっても30分ぐらいで終わらないと思いますので、次に進みますけれども、本当に大変な時代に、もちろん職員も大変だと思いますけれども、皆さん大変な中で汗水流してやっていくということでやっていただきたいと思います。

町長が、今年の町政執行方針ですか、春先というか、その中で一番最後に、「できない理由を考えるのではなく、自分たちで何をやらなければならないのかを常に考え、職員一丸となって町政運営に全力を尽くしていきます」みたいなことを書いております。覚えていると思いますけれども、このとおりだと思います。少しでも、1日でも、半日でも早くできるような格好でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、今回、物価高騰対策についてということで、（2）重点支援地方交付金の活用で町民及び事業者支援を早急に行うべきと思うがということで、この質問用紙を出したのが11月28日です。その後、副町長が、こういうことをやりたいのですとすぐ持ってきました。だからこれが先に来ていれば、質問をしなくてもよかったかなと思いますので、その後、今度皆さんに分かりやすいように、いつもと同じ洞龍くんのついたいろいろな予算書が出ていますけれども、これはこのとおりやっていただきたいと思います。

私は、11月に要望書を出したときに事業者支援とか町民支援をやっていただきたいというような要望書も出しておりましたし、下道町長から「重く受けとめます」という答弁をそのときいただきましたので、本当にやっていただきたいと。これは明日の本会議でかかると思

いますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思ひますので、この件に關しての答弁は要らないです。どうもよろしくお願ひします。

次、熱中症対策ということで、今回の私の質問要旨は、公共施設の空調(エアコン等)設置について町の考えを伺いますということなのですけれども、小学校、中学校のことに関しては先ほど言ひましたけれども、3名の議員のほうからいろいろな質問が出ていました。内容は大体分かつております。

私が公共施設とあえて言つたのは、一番先にやらなければいけないのは小中学校だと思います。あと保育所と。ということは、常にそこにいるから、暑いときも、寒いときも。ただ、ほかのところという公共施設というのは、「今日、暑いから、やめようや」と案外できることもあるし、「寒いから、雪降つたから、今日、中止」とかということもできますので、まず保育所とか小中学校が一番熱中症対策は大変なのかなと思つております。

その中で、小中学校に關しては大体聞きましたので、やりたいと。全部の教室にも何もかにもやりたいと聞きましたし、もう一つは、予算が、国の支援とかあればというお話を聞いていました。

ただ私、氣になったのは、今回エアコン設置で、例えば風つ子、児童クラブとか温泉の保育所ですね、金額が89万円とか約90万円に近い金額なのですけれども、だけれども教育長は家庭用エアコンと言ひましたね。家庭用エアコンで89万円とかするのかなと、ただ單純に私は思つたのですけれども、その辺の中身というのはどうなっているのですか。

○議長(大西 智君) 高橋教育推進課長。

○教育推進課長(高橋謙介君) 今回補正予算に提案させていただいております学校、保育所含めてのエアコンでございますけれども、学校についても、ルームエアコンというような部分で、保健室と多目的教室に設置するというようなことで積算してございます。

一応、町長部局の建設課の担当者と事業者と現地を回って、この程度であれば熱中症予防としては対応できるという形でルームエアコンというようなことで設置してございます。あと、保育所もその際に一緒に見ておりまして、ただ、桜ヶ丘保育所はたしか構造的に各部屋につけられないというようなお話も伺つてございます。それでホールのほうに一つ大きな形のものをつけるという形で少し金額が高くなっているというような形で承知しているところでございます。

以上です。

○議長(大西 智君) 板垣議員。

○11番(板垣正人君) 今、分かりましたけれども、それでも普通の家庭用のルームエアコンですね。大型なのだろうけれども。分かりました。それで、保育所も大事です。小中もそうですけれども。

あと、課長かな言つたのは、国の支援だとかいろいろな補助金だとかの關係で、私独自で調べたら、公立学校の教室への空調設備の整備についてということで、国からのあれなのですけれども、地方負担の例というのが出ていて、要するに、学校教育施設等整備事業債を活

用して、そして補正予算債を活用した場合は、大体うちの町の負担としては3割ぐらいなのですよ。だから1億円とかと言っているけども3割ぐらい。だけど、これを私、全教室に例えば家庭用のちょっと大きめのルームエアコンにすると、1億何ぼもしないのではないかなと思って。要するに、がんがん冷やすことはないのですよね。要するに、ある程度、よく夏、某スーパーとか、某パチンコ屋に行くとがんがん冷えていて、寒いぐらいのところがありますよね。あんな冷え方は要らないわけで、本当に30度、31度だといったときに、例えば26度だとか27度だとか、25度ぐらいになっていけば、外より涼しいと思えるぐらいの雰囲気でもいいとすれば、大きなエアコンというのは要らないのではないかなと、私は勝手に思っているのですけれども、その辺のことというのはどうなのですか。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 近隣市町の動向も踏まえてのことですけれども、ルームエアコンを近隣市町の学校でも各教室に設置しております。その設置に際して、どうしてもキュービクルの電圧の関係が増えるという形で、更新が出てくるというようなことがエアコンの設置のほかにそちらの工事も出てくるという形で、その程度かかっていると伺っております。

当町のキュービクルが、全教室にエアコンをつけたことによって原状の性能で足りるかどうかというのは設計してみなければ分からないのですけれども、可能性としては、同様のことが考えられるのかなという形で、これまで近隣市町の例を取ってこの程度かかる可能性があるという形で答弁させていただいたところですが、そういった形で考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 私、電気のことというのはあまり詳しくないのだけれども、別に先ほど言った、がんがん冷やすことはないので、キュービクルというのは電力が足りなくなるから、要するに上げるということですね、そのための設備。それをしたとしても、そんな立派なというか、よくがんがん冷えるようなものでなくて、家庭用のやつでちょっと大きめのやつをつければ、外よりは涼しくなるわけですか。

それで、この予算を使うと、予算というかいろいろな国からの交付金など使うと大体3分の1ぐらいになるというのだから、例えば全部で、私思ったのですよ、結構立派な家庭用のやつをつけても30万円とか40万円ぐらいですよ、大体ね。それで、それ掛ける何個だったら1億円にもならないなみたいな、その3分の1だったら、またぐっと安くなる。

それを令和7年度からやるというふうに思っていていいですか。令和7年度からやるということで、いいですか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま議員からご指摘ありましたルームエアコンの設置についてですけれども、まず本年度については、先ほどから申し上げましたとおり、保健室ともう1室、多目的教室等と考えておりまして、その他の教室につきましては、国の補助事業を活用

しながら、令和7年度から設置と考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 令和7年度に全部の学校という意味でなくて、から進めるということ。要するに、小中学校でも教室何ぼあるのだと聞いたら、大した数ではないですよ。洞爺地区と温泉地区と虻田地区でね。それを例えば、令和7年度になってからすぐ始めたとして、工事がうまくいったとしたら、全部の教室につけても何とかできるような気がするし、ゴールデンウィークもありますしね。そういうときにやっていって、夏に間に合うように全教室というふうに思っているいいのですか。その辺いかがか確認します。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 令和7年度から全教室にというふうには現在考えておりますが、ただ一方では、物が本当にあるのかとか、あと、業者の関係も出てきますので、そこら辺のところを見定めつつ、令和7年度には全教室に設置していきたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 分かりました。今日、午前中もそういう一般質問ありましたけれども、やる気と、皆さん頭いい方なのでどういうふうによれば、組合せも含めて、メーカーなんか同じでなくていいのだから、それでどうやればつくだろうか、どこの会社が工事やってくれるか、ここは何台しかないとかとなります。でも、これが1年以上先の話なので、今から準備すると、何百も何千もつけるといったら別かもしれないけれども、大した数ではないと思いますので、業者からしてみたら、そんなようなことはきっちりやっていただきたいと思います。その辺の町長の考え方というのは大丈夫、同じでいいのですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 私のほうから補足になりますけれども、午前中からお話いただいている件でございますけれども、今回、学校の保健室と多目的室ですか、それから保育所等々で、予算の計上をするときに有利な財源はないかということで私ども調べさせていたのですけれども、今年どうしてもやらなかったら、今補正を組まなかったら、来年の夏に間に合わないということで、それであれば、これは単独でもやらなければいけないだろうということで、今回上げさせていただいているところでございます。

来年からはどうするのだということになると、先ほど教育長のほうから答弁させていただいたところと併せて、過疎債をうまく使えないかということも、私のほうで財政のほうにお願いしてありまして、補助金の後ろに過疎債も使って、できるだけうちの持ち出しができないように、かつ時間は時間軸を決めてやっていかなければならないという形で進めさせていただこうと思っておりますので、来年の夏はこのような対応をさせていただきますけれども、再来年の夏に間に合うかどうか分かりませんけれども、間違いなくそういう動きをさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） できない理由を探すのではなくて、きちっと前向きでやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次ですね、公営住宅の入居者がエアコンを設置する場合の町の考えを伺いますということなのですが、私の中では、居住者が、今の住宅に入っている方が、例えばエアコンを設置する、壁に穴開けて、いろいろやるわけですから、これは駄目だという感覚で、前まで聞いていたのですが、今年のように、このように熱くなって、公営住宅にしても自分でつけるわけだから、例えばその後に穴開いたやつを退去するときに完璧直さなければいけないのか、それとも穴を埋めたぐらいでいいのですかということ、住んでいる方に聞かれることがあるのですよね。「いや、今年暑くて、まいったでや」と。結構上層階のひとはそうでもないのだけれども、1階とか2階の方から聞いておりますので、この辺の考え方というのは町としてはどうなのですか。私は絶対、つけてもいいですよと言わなければならないのです。

○議長（大西 智君） 篠原建設課長。

○建設課長（篠原哲也君） これまで、公営住宅入居者よりエアコンを設置したい旨の相談が何件かありましたが、町としては、エアコンの設置については許可できないと回答しておりました。理由でございますが、1点目としては、入居者が町営住宅を退去する場合、入居者の負担により修繕していただくエアコンを設置した壁面の修繕費用が高額となること、2点目としましては、エアコンの室外機の音が隣室に影響し、騒音等の苦情が発生することが懸念されること、でございます。

しかし、ここ最近の猛暑を考えると、今後エアコン設置の要望が増えることが想定されることから、近隣市町村の状況を確認したところ、ほとんどの市町村がエアコン設置を許可している状況でございました。町としましては、近隣の状況や議員から貴重なご意見をいただいたことを踏まえまして、今後におきましては、町営住宅模様替・増築承認申請書を提出していただき、エアコンの設置を許可することとしたいと考えてございます。

また、エアコンを設置した壁面の修繕範囲についても、できる限り局所的な修繕にしたいと考えてございます。今後なるべく早い時期に入居者に周知したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） そういう答弁をいただくと、次に再質問がないのですよね。時間がすつと行くという。そのとおりやっていただいて、入居者の方に早めに通知していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次、3番目、熱中症対策について小中学校の基準を数値化して町全体で共有するべきと思うが町の考えはということで質問状を出しております。

何でこういう質問したかという、今年8月31日、虻田小学校の校長先生が書いてくれた学校だよりですね。下のほうに「暑さ指数が31を超える場合には原則屋外での活動は行えま

せん。また、28以上で屋外での活動の可否について慎重に検討します。水泳学習も同様とします」と書いていたのです。

きっともって、学校、学校で曖昧なのかなとか、教育委員会もそういうことが分かっているのかなとか、そういう意味で、多分うちの町は今日何度になりますといたら、教育委員会にしても、役場の職員も、父母の方も、もちろん学校の先生も、生徒も、こういう状態だと例えば学校は休業だというぐらいの感じで、結局、天気予報は携帯で今日何度になるとか見たりする人がいますので、そういうのを含めて、基準さえきちっとあれば、いろいろな、今日はどうする、今日はどうするなんてこと言わないで決められるのではないかなと私は個人的にそう思っていて、こういう質問しているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 本年度は本当に北海道全域に熱中症警戒アラートが発表され、暑さを理由とした臨時休業等というのが初めて行われるなど、暑さ対策について、これまでに例のない対応が求められていたところでございます。

このような状況を踏まえて、先月11月22日付で北海道教育委員会から暑さ指数に基づき、日常生活や運動の実施の可否の判断を行うことが徹底されるようにということで、危機管理マニュアルの改訂が通知されたところでございます。

主な改訂内容としましては、定期的に暑さ指数計を用いて計測すること及びあらかじめ各学校において基準を定めておくこと、さらに熱中症警戒アラートが発表されたときの対応として、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校のエアコンの設置状況などを勘案し、臨時休業を検討することなど、そういったことが追記されたところでございます。

また、同通知の留意事項には、各学校において暑さ指数に基づく事項の対応基準を明確に位置づけ、暑さ指数31以上では体育活動や部活動を原則中止とする取扱いが徹底されるといったようなことが示されるとともに、議員からご指摘のありました各学校における熱中症対策について、家庭や地域、関係機関にも十分周知し、共有し、地域全体で児童生徒の安全確保に向けた取組を推進するということも示されていたところでございます。

教育委員会といたしましては、先ほど議員からご指摘のありましたとおり、町として各学校で共通した基準というものを校長会等とも相談しながら定めていき、各学校の危機管理マニュアルの見直しと取扱いの徹底をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 暑さ指数31ということで、私の31の出し方は分かりませんが、あるのでしょうね、マニュアルね。それはそれでいいです。ただ、それを共有することが一番大事だと思いますので、その辺よろしくお願いします。

あと、プラス生徒の体調、その日の。具合悪い、気温がそうでなくても、無理して出てくる子が中にいます。また無理して出てくる先生もいるのですよね。熱があるのに出てくるとか、それで子どもにうつしてしまったとか。別な町でそういうことがありましたので、

生徒がみんなうつってしまったとか、それで学級閉鎖になったとか、そんなこともありますので、きちっとその辺の体調の管理というか。子どもだから恐らく担任の先生が「今日、どう、調子」とか、見た目で大体分かりますよね、元気なさそうな子は。そういうことも指数に入れてほしいと思います。そうしたら、本当に体調が悪そうだったら保健室で休んでもらうとか、一回自宅のほうに戻ってもらうとか、そういうようなことも必要だと思います。

伊達市であった事件というのは、きっともって体調不良もあったと思うのですよね、熱だけでなく。だから、そういうことも含めて、何かあったら大変なので、話がありましたら、学校が一番安心・安全でないと駄目な場所なので、だからそういうことも含めて指数に何かに入れてほしいなと思いますので、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま議員からご指摘のありました体調の管理といったような面でございますけれども、これにつきましては、実はコロナ禍においてかなり徹底されてきているというのが実態のところでございます。各学校において、毎朝、子ども自身がきちっと判断をしたり、また小さな子どもであれば担任の先生が一人一人の状況を確認していきながら体調の管理を行っているところでございます。

この辺りにつきましても、今ご指摘のありましたとおり、熱中症の指数の一つであったり、また一つの観点として各学校共通した取扱いの中で子どもたちの安心・安全を守っていくような取組を継続させていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） そういうのをぜひやっていただいて、本当に安心・安全な学校づくりというか、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

2の1に戻るのですけれども、さっき令和7年の話をしましたけれども、来年令和6年は恐らくスポットクーラーでしたか、そういうのを活用していくのかなと思いますので、それも各教室に使えるようなことで、あれはきっともってレンタルだと思うのです。どういう契約するのかよく分からないですけれども、そういうのをどんどん活用しながら、来年は何とかそれで乗り切ってもらうとかしてほしいなと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 来年度の取扱いでございますが、繰り返しになりますけれども、先ほど来言っているとおり、保健室、それからもう一室については家庭用のエアコンをつけてといったようなことで、あと夏休みの延長、さらには臨時休業等も併せながら、さらにそれでもどうしても対応できないといったような場合については、当然、今、議員からご指摘のありましたスポットクーラーの対応といったようなことも併せて検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） そのとおりやっていただきたいと思います。

それでは次に、最後、ふるさと納税についてということで、これは確認程度なのですが、先ほど10番議員からもふるさと納税の話がありましたけれども、私はそういう格好でなくて、がつんと稼げる行政として、頑張ってもらいたいという意味で、ふるさと以外の人、要するに返戻品を見たり、何かしてがつつり来ていただけるような人のことに対してちょっとお話ししたいと思います。

今、ふるさと納税のサイトが20以上たしかありますよね。それで大分金額も増えてきたということですが、今のふるさと納税の現状と課題、ホタテもいろいろありますけれども、その辺の問題とか、まだ恐らく出していないような気がするのですが、その辺の問題、課題点があればお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ただいまのご質問ですが、まずは、現状といたしましては、11月末現在の実績といたしましては、納税額1億4,098万9,800円で、前年対比4,866万3,800円の増でございます。件数といたしましては5,338件で、前年対比292件の増となっております。また、本年10月にふるさと納税のルール変更と改定が行われたことによりまして、全国的にも納税額が減っているという状況となっております。

ふるさと納税関係の業務につきましては、返戻品の確保に伴う事業者との連携調整や納税サイトの管理業務、納税者への各種対応、情報発信に伴う業務など多岐にわたりますが、特に年末から年明けにかけて繁忙期となりますことから、間違いがないようチェック体制を強化しながら進めているところでございます。

また、ホタテの養殖業を救済するプロジェクトにつきましては、ほかの市町村では行っておりませんので、当町における独自性のあるガバメントクラウドファンディングとして一定程度の効果が見込まれると考えてございます。

続きまして、課題でございます。

課題といたしましては3点ございまして、一つ目は、返戻品の確保です。当町には、水産物や農産物、観光業など、ほかにはない魅力がたくさんございますので、農業や漁業事業者とも連携を強化して返戻品を増やしていくとともに、ルール改正後につきましては、観光に関する返戻品の需要が高まっておりますので、観光業者ともさらに連携を図ってまいりたいと考えてございます。今後も引き続き返戻品の掘り起こしと確保を進めていきたいと考えていますので、議員の皆様方におかれましてもご協力をいただきますようこの場をお借りしてお願い申し上げます。

二つ目といたしましては、発信力の強化でございます。情報発信は継続して行うことでより多くの納税が見込まれますので、効果的な発信媒体を見極めながら、PR発信の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

三つ目といたしましては、納税拡大に伴う事務作業の見直しでございます。納税額が増えることと比例しまして事務作業が増えていく。少ない職員でも対応できるような組織体制にするため、業務のアウトソーシングなど、今後は他町村の事例も研究しながら進めてまいり

たいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 課長のところも一生懸命頑張っていただいて、昨年よりもまた4,800万円も増えて、すごい金額だと思います。本当に努力すれば少しでも前に進めるなど思っております。また、3番目の納税額が増えてくると事務作業が増えるということで、今職員が、私、6月に質問したときに、たしか2人だか3人しか。その後、職員の数がどうなっているのか、まず聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ただいまのご質問、職員の数というところでございますが、ふるさと納税専属の職員ということで、現在、職員は2名と地域おこし協力隊員が2名の配属となっておりまして、計4名でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 前に聞いたときより1人かな、増えているなという感覚ですけども、それもどんどん納税額が増えてくると、それまた足りなくなってくるのかもという気がしますけれども、その辺も町としていろいろあるので、最後に町長に聞きますから考えておいていただければと思います。

あと、返戻品の確保もありました。それで発信力の強化。発信力といっても、私、携帯でいろいろなところを見ますけれども、X、昔のツイッターですか、あれにもふるさと納税について、ばーっと出てきて、札幌のここでこういうことをやっていますとありましたけれども、札幌でふるさと納税のいろいろアピールをやったり、いろいろ頑張っているなど。4人の中で2人か3人そっちに行っただのなら、こっち1人しか残っていないのだろうなと思いつつも、大丈夫かなと思いつつも、心配しながら見ていますけれども、本当にそういう発信力で少しでも納税額を増やしていただいて、あとは町がいろいろなことを考えていろいろなことがやれるわけですから、本当に貴重な財源だと思いますので努力していただきたいと思っています。

それと、この間、企業版ふるさと納税もありましたよね。だから、少しずつ、少しずつ浸透していくと、少しでも、少しでも広がっていくと思います。その辺を、最後に町長の意気込みというか聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、板垣議員のほうからふるさと納税について総括的なご質問がございました。昨年8月から新たな部署として総務部に専門部署を設置して、1年半近くになったところでございます。ふるさと納税を軸とした新たな財源確保に力を入れてきたところでございます。

令和5年度は、先ほど担当課長から答弁ありましたように、11月末現在で約1億4,100万円ということでございます。対前年度費で4,860万円増ということで、納税のルールが変更

になった中では、担当課は十分に検討しているのかなと思っております。引き続き、PR活動の強化、特典の充実、地域の魅力のPR、また利用の利便性の向上に努めていきたいと思いますが、特に寄附金の効果の明確化というのですかね、ただ、ふるさと納税、ふるさと納税だけではなくて、使い道に対しても、今後寄附金の使途の効果を明確に伝えることで、寄附者が自分の寄附が地域にどのように役立つかを理解するよう、工夫も力も入れていきたいと思っています。

先般、森保ジャパンの森保監督が、2時間ぐらいでしたけれども本町庁舎に来ていただきまして、その中でビデオを撮って、うちの町のホタテ漁業者に対して「頑張ろー、応援しよー」ということで、クラファンにも合わせてリンクして、やっとユーチューブとインスタのほうにも上げているところでございます。そういった面では、閲覧数も上がってきているということで、タイムリーな形の情報発信をさせていただければと思います。

また、私自身も、町内に事業所、支店がある町外の企業トップと直接交渉して、特典の充実ということで、例えばサミットをやったホテルの某社長と東京でお会いして宿泊券を作ってくださいとか、そういった形で体験型も含めて、ハード、ソフトも含めて、さらなる形で洞爺湖町の特色を生かした形の交流人口を含め、納税額も増やしてまいりたいと思います。

先ほど企業版ございました。R6で企業版ふるさと納税のほうは一応時限立法ということになっておりますので、どうなるか分かりませんが、恐らく企業版ふるさと納税のほうも、もう既に4企業ほど出てきておりますので、これもまた使途も併せて明確化して、いかにこの町で浄財を使っていくのかという発信も併せて進めながら、目標2億、この場ではちょっとあれですけれども、2億5,000万円とか3億とか、そういったところでしっかりと対応して、稼げる形で子育てや様々な支援に向かえるよう頑張ってまいりたいと思います。

本当に担当課一生懸命頑張っておりますので、ぜひ議員各位におかれましてもお近くの方がいらっしゃいましたら、ふるさと納税に対する情報発信を議員力のほうでもよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 返品品の関係も大事ですけども、お礼も大事なので、下道町長をトップリーダーとして必ずお礼文でも何でも、なるべく手書きがいいと思いますけれども、特に企業版の方々とか、あと大型の方とか、本当にお礼も大事だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（大西 智君） これで、11番、板垣議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時34分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員